

第六十四回国会 参議院 法務委員会 會議録 第五号

昭和四十五年十二月十八日(金曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動
十二月十八日

井野 碩哉君
補欠選任
永野 鎮雄君

出席者は左のとおり。

委員長 阿部 憲一君
理事 後藤 義隆君
河川 陽一君
亀田 得治君

委員 上田 稔君
木島 義夫君
久米次健太郎君
小林 国司君
永野 鎮雄君
堀本 宜実君
山崎 竜男君
小林 武君
瀬谷 英行君
松澤 兼人君
塩出 啓典君
山高しげり君

国務大臣 法務大臣 小林 武治君

政府委員 法務政務次官 大竹 太郎君
法務大臣官房長 安原 美徳君
法務省刑事局長 辻 辰三郎君

最高裁判所長官代理者

第三部 法務委員会會議録第五号 昭和四十五年十二月十八日 【参議院】

事務局側 最高裁判所事務 長井 澄君
総局総務局長
常任委員会専門 員 二見 次夫君

説明員 法務省刑事局刑 事課長 前田 宏君

本日の會議に付した案件
○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案
(内閣提出 衆議院送付)
○民事・家事調停制度改善に関する請願(第六七四号)
○繼續調査要求に関する件

○委員長(阿部憲一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○塩出啓典君 それではもう一回、きのうの点を確認しておきたいのですが、この第二条、第三条における「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者」と、そういう判定については、まあこの手引きをつくるというけれども、そういうものの手引きではない、個々の場合は、非常に条件が違うわけですから、そういうのは、個々の問題について処理をしていく、そういうふうな判断していいわけですね。

○政府委員(辻辰三郎君) さようでございます。
○塩出啓典君 まあそれでですね、そうすると、人体に危険を及ぼすということは、たとえば米にカドミウムが現在一PPM以上あるというものを

いま汚染米とされているわけですね。そうした場合には、もしある一つの企業が、これだけのカドミウムを工場排水または煙の中から出したならば、当然二PPMぐらいの、米にカドミウムが出ると思うけれども、二PPMならば何十年と食べれば害があるけれども、一回、二回食べても害がないと、そういう気持ちで、基準をこえたカドミウム、有害物質の排出をしたのがわかった場合、そういう場合は、その米を個々の住民がどの程度食べるか、そういう点から考えるわけであって、すぐこれがこの法律に違反をするとは考えないと、そういうことですね。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案に言っております公衆の生命または身体に危険を生ぜしめるというのは、昨日来申し上げておりますように、公衆の生命または身体に対する障害の可能性というものを発生せしめるということでございます。したがって、ただいま御指摘のような案件の場合に——これはあくまで仮定論でございますが、米が幾ら汚染されておるとい場合に、その米をどういう状態でその地域ならその地域の人が食べているかというやはり具体的な事情との関係におきまして、この危険というものが判断されてくるということでございます。

○塩出啓典君 法務大臣、私はそういう危険の度合いというものが非常にあいまいなむずかしい問題だと思ふんですね。それで、きのう申しましたように、あくまでもどこが危険かというその判定は、ほんとうにこの法律が、提案理由にもありますように、予防的な処置を持つものであるならば、当然その米を一生懸命食べても——やはり米なんかの場合はこれは一生懸命食べる可能性もあるわけですからね、もし一生懸命食べても大丈夫だと、そのあたりをやはり基準にして、それ以上は出すこととはこれはやはりこの危険に当てはまると、そうしなければ実際に予防的な効果というものは非常に薄れるんじゃないかと、そう思うわけです。で、先ほどの刑事局長のお話によりますと、どんなに魚が水銀に汚染されても、それを食べる可能性というものが少なければ罪にならない。それでは魚を絶対食べないというそういう保証もないわけですね。そういう点で一番安全なのは、やはり一生懸命食べても大丈夫だと、それをこえて一生懸命食べて発病するようなそういう程度のもは排出させないと、私はそのようにすべきではないかと思うんですけれども、その点法務大臣の御見解をお聞きます。

○国務大臣(小林武治君) いまの米の問題ですね、厚生省の見解によれば一・〇PPM以上のものは人体に害があると、こういう結論をお出しになっていると、こういうことになれば、米に一・〇PPM以上のカドミウムがあるとすれば、それは私はそのものがもう人体に対する危険の可能性があると、それで、それだけで捜査の端緒は得られると、こういうふうに私は思っております。ただその後のいろんな手続、因果関係のいろんな問題がありますから、魚なり米なりが、そのものがもうそれをそのまま食すれば人体に障害があると、こういう結論が出ているとすれば、そういう魚なり米なりの状態によつてこれは私は捜査の端緒にはなると、しかしこれが事件になるかどうかはこれはまた因果関係とかいろいろ問題があるから別であります。私はそういう汚染の状態そのものでもって私は捜査がやれると、こういうふうに考えております。

○塩出啓典君 わかりました。
それで、まあ米の場合は幸いにして一応厚生省におきまして、一PPM以上が危険である、汚染米である、そういうものが下されているわけですね、けれども、そういうものが非常にきついているものがあるわけですね。やはりそういう場合には、結局は、被害が出なければ捜査の端緒には

ならない、そうなりますか。それともそういうの
に對する基準をどうするかですね、この点をお聞
きしたいのですけれども。

○國務大臣(小林武治君) 要するに、危険の可
能性という問題は、まあ主として科学の裏づけがな
ければいけないと、たとえば青酸カリが流れ出て
魚が死んで浮かんだと、こうなると、私はやつぱ
りその魚を食べるといふことは危険であるといふ
ことで、やはり捜査に着手できると、こういうふ
うに思っておりますし、いずれの問題にしまして
も、その危険性というものの科学的裏づけがある
ものはそれによつてやる。こういうことになりま
するし、また、一般的の通念でそういう考え方も
出てくるかもしれませんが、要するに、そのこと
が危険を、人体を障害する可能性があると、こ
ういふ認定をすればいつでも捜査に着手できる。し
かし、それがどういふ結果になるかといふこと
は、まあ因果関係とかいろいろ問題があるから
その結論はわかりませんが、とにかく危険の可
能性があると、障害をする可能性があるといふこ
とになれば捜査はできるというふうに考えておりま
す。

○塩出啓典君 わかりました。
それで刑事局長にもう一回確認しておきたいの
であります、衆議院の連合審査におきまして—
きのうもお話ししましたように、魚に、人体に危
険のある程度のたとえば有機水銀が含まれている
場合はこれは「おそれ」でなくて「危険に」当て
はまる、もし「おそれ」があればプランクトンの
状態で、危険な状態だと、そういうお話、そうい
う御答弁があったのですけれどもね。きのうから
のあなたのいろいろ説明ではやはりそれには条件
があるわけですね、結局、あくまでも—「そ
ういふ流すほうの側に人体に被害をもたらすとい
う、そういう故意というものがなければ、そういう
結果である」と、そう判断していいわけですね。

○政府委員(辻辰三郎君) さようでございます。
衆議院の連合審査で答弁申し上げましたときにも

申し上げておりますように、私は具体的な一つの
前提を置きまして、そうしてさらに公衆の生命ま
たは身体に危険を生じせしめるというのと、それ
と危険を及ぼすおそれという点の具体的な違いと
いうものを申し上げたわけでございます。その
点のみを申し上げたわけでございます。この犯
罪が成立いたしますためには、ただいま御指摘の
ように二条の場合ならば故意を要しますし、過失
の場合には三条に当てはまるということで、その
ほかにもちろん故意、過失を必要とするわけでご
ざいます。

○塩出啓典君 法務大臣は、この参議院の連合審
査のときに、環境基準を守つていて被害を与え
ても公害罪では罰しない——これはきのうお聞
きましたように、罰する場合もあるけれども、ほ
とんど罰しない、こういうことがあったのです
が、基準のないところでは罰することにしたい
と、そのようにこれは新聞の記事がなつていま
わけですけれどもね。これは私は、基準のない
ところでも、もし人体に影響を与えれば罰する
といふこと、これはあくまでも人体に影響を及
ぼすといふ状態があつてこそそれが成り立つわ
けであつて、基準のないところでは罰すること
ができるという、そういうものでは必ずしもな
いと思う。もしこういう答弁をされているなら
ば、それは間違ひであると思ひますし、もしこ
れが新聞の間違ひかもしれないと思ひますのです
けれどもね、その点どうでしょうか。

○國務大臣(小林武治君) その基準があるといふ
ことは、基準を守つておればそういうふうな被害
を及ぼさないであらう、こういうことでありまし
て、したがつて基準を守つていふ限りは違法行為
をしたことにならぬといふことでもつて大かたこ
れは問題とはならぬであらう。しかし基準のない
ものはどうかといふと、基準のないものであつて
も、とにかくその排出によつてそういう生命や人
体に危険を及ぼすおそれのある状態をつくれればそ
れは処罰される。これは基準がない場合には、そ
の事業場なり工場なりが自分の判断でやはりに

なつておる。しかしおいおいと基準ができるであ
りましょう。しかし基準のないものもあるであら
う、しかしそれで危険を及ぼすものはあるであ
らう。こういうことでありますから、基準のない
場合でも、そういう危険を生じた場合には処罰す
る、こういうことでございます。しかしこれから
だんだんいろいろなものについて、まだ基準のな
いものもありましようが、大体これからだんだん
基準はつくつていくであらうと思ひますが、しかしそ
の過程において、基準ができなくて、基準がない
場合でも、人の健康に危険を及ぼす状態をつく
る、こういうことはあり得る。そういう場合には
処罰する、こういうことを申しておるのでありま
す。

○塩出啓典君 その点が法務大臣のお答えと辻刑
事局長の答弁とはちよつと食い違ひがあるわけ
ですけれども、法務大臣は、基準のないところでも
し人体に影響、被害を出した、その場合は罰則の
対象になるけれども、辻刑事局長の話は、結局、
それは故意にこういうものを出せば人体に影響が
あるのだといふ、そういう認識を持つて出した場
合には、罰則になるけれども、そういう認識もな
い、基準もないし、これは人体に影響がない、こ
れはいいだらう、そういうふうな気持ちで出した
場合には罰則の対象にならないであらう、そうい
う刑事局長の答弁ですが、その点どうなんです
か。

○國務大臣(小林武治君) これは事件が成立する
ためには故意か過失があることが大前提であります
から、それは当然のことでありまして、ただ基準
内かどうか、あるいは基準のない場合はどうか、
こういうふうな質問があつたから、基準がない場
合でも処罰対象になると、これはあらゆる場合
に、故意、過失があるといふことが前提で事件と
して成り立つ、それは当然のことでございます。
○塩出啓典君 わかりました。
次に第五条の推定の定めるところでございます
が、そこで、その前に、法制審議会に法務省の原
案を提出した。法制審議会には要綱を出された

聞いているわけですが、その要綱が法制審議会に
おいて何カ所か訂正をされた、法制審議会におい
て変更した、こうしたほうがいいと変更したとい
うのです。それはどこなのかそれをお聞かせ願ひ
いたします。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま御指摘のよう
に、法制審議会にはこの法文じやございません
で、法律案要綱といふことで諮問がなされたわけ
でございます。で、その要綱とこの現在法律案と
してでき上がつております第五条の規定とは全く
同趣旨でございます。ただ法制審議会では、この
法案の本文で言いますと、第五条に「工場又は事
業場における事業活動に伴ひ、当該排出のみに
よつても」と、こう文章がございます。これが要
綱のときには、そういう意味で書いておつたわけ
でございますけれども、それがどうもそういう意
味だなどというのを確認されまして、事務局も
最初からそういう意味であるといふことを申し
たのでございまして、それならばもう少しこれが
れにもわかるようにそういうことをはっきりさ
すべきであるといふ意味の御訂正と申しますか、御
答弁があつたわけでございます。

○塩出啓典君 法務省原案の要綱と、ここに出
ております要綱を比べても、第五条のところ
に、いわゆる「当該排出のみによつても」とい
う、そういうことばがつけ加えられているわけ
です。法務省の原案にはそれはなかった。ところが
法制審議会の答申の結果これが加つて、現在出
されているこの法律案要綱には、こういう「当該
排出のみによつても」といふことばがあるわけ
でございますが、この「当該排出のみによつても」
といふことばがある場合とない場合、これは法務
省原案にはなかった。ところが、それが法制審議
会につけ加えられた。そうした場合にこの違ひ
といふのはどういふ違いがあるのか、その点を御
説明願ひたい。
○政府委員(辻辰三郎君) 法制審議会にはこの要
綱で諮問をいたしております、この「当該排出
のみによつても」といふ趣旨で要綱をつくつてお

たわけでございます。この条文じゃないのでございます。法制審議会の段階では条文じゃないのでございまして、そういう意味である、趣旨であるということを示しましたら、法文作成のときに、その趣旨が明確に出るようになされたいと、こういう意味でございます。その意味の答申があったわけでございます。

○塩出啓典君 私に質問したのはそういうことを聞いているのじゃないのです。この「当該排出のみによつても」というのは、この法文の要綱の場合——これこちの要綱にはついていないが、原案の要綱にはついていない。もちろん要綱と条文の間に多少のことばの違いはありますけれども、こちの要綱にはちゃんと入っているわけですからね。ということとは、大事なことが全部要綱には入っているわけですね。あまり大事でない、そういう付属的なことは要綱に抜けている場合があるのですけれどもね。そういうわけで、「当該排出のみによつても」ということが、この条文にあるのとないのでは、いわゆる複合汚染あるいは集合汚染等に対する適用が大幅に違ってくるのじゃないか、私はそのように思うわけですが、でも、そういう点で、これがあってもなくても同じなのか、どういふ違いがあるのか、その点を御説明願いたい。

○政府委員(辻辰三郎君) 法務省原案はむしろ「当該排出のみによつても」ということなんです。さういふが、法制審議会に諮問をいたしました要綱におきましても、その意味の要綱を諮問されたわけでございます。実態においてもちつとも変わっていないわけでございます。法文の最初から——もう事務当局の最初の方をいたしまして、当該排出のみによつても」と、こういう趣旨の要綱をつくりまして法制審議会に諮問されたわけでございます。

○塩出啓典君 では、「当該排出のみによつても」というのが第五条にありますね。これがあつてもなくても意味に違いはないと、そう判断していいわけですか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは「当該排出のみによつても」という字のとおりでございます。これをこの「当該排出のみによつても」ということばがございせん、それは実態が変わつてまゐると思ひます。私もこれは事務当局の最初から「当該排出のみによつても」と、こういう意味で法制審議会の段階においても諮問がなされておるわけでございます。

○塩出啓典君 「当該排出のみによつても」ということばが入つて諮問されているというけれども、法制審議会には文書で出したわけでしょう。その文書の中に、「当該排出のみによつても」というのは入つておりますか。それ入つていないじゃないですか。

○説明員(前田宏君) 諮問をいたしました要綱におきましても、表現は、第五条の表現は、「工場または事業場における事業活動に伴い、人の健康を害する物質を公衆の生命または身体に危険」が「生じうる程度に排出した」と、こういう表現になつておつたわけでございますけれども、ただ、その際、いろいろ御議論がございまして、事務当局のほうから、その趣旨は現在御審議いただいておりますような案と同じように「当該排出のみによつても」と、こういう趣旨であるということの説明いたしましたところ、その趣旨はよくわかるんだけれども、表現上このことを一そう明確にしたほうがいいと、こういうことになつただけでございます。

○塩出啓典君 法務省のこの雑誌に載っているわけ、私は原案じゃありませんけれども、ちゃんとしたそういう審議会にかけるといふものが、そういう口頭で説明しなければならぬやうなものであるということはおかしいと思ふんです。しかも「当該排出のみによつても」というのが、あるのとないのでは私は大きな違いがあるんじゃないか。それが法制審議会の段階において削られたのか、あるいはいまだあなた言われるのは、最初から法務省当局の考えであつたと、そう言われるならば、それ以上よくたちもせんさくする必

要はないけれども、私が聞いているのは、この「当該排出のみによつても」といふのが、ある場合と、ない場合の違いはどこにあるか、なぜこういう「当該排出のみによつても」といふことばを入れたのか、要綱にはなかつたでしよう。この文章にはない。それは意味は入れておつたというけれども、これがあつたのと、ないのでは大きな違いがある。これは思ふのですよ。その違いがどこにあるかという説明、その説明は全然なくて、どこで抜いたとか入れたとかいふことだけで、ある場合とない場合の違いはどこにあるか、そのことを御答弁願ひたい。

○政府委員(辻辰三郎君) 先ほども申し上げておりますように、法務省当局は最初から「当該排出のみによつても」といふ実体で考へておつたわけでございます。そこで、この「当該排出のみによつても」といふものがある場合とない場合とどう違ふかといふことは、実は仮定論、仮りの仮定論になるわけでございますが、仮定論として申し上げますと、この場合は、第五条は「工場または事業場における事業活動に伴い、当該排出のみによつても公衆の生命又は身体に危険が生じうる程度に人の健康を害する物質を排出した者があつた場合において」と、こういう一つの要件がございまして、この非常に具体的な例として申し上げてまいりますと、あるところで、公衆の生命または身体に危険な状態が成立するといふ嫌疑があるといふ場合におきまして、この五条といふものは、二条、三条の成立する場合において、そのある場合——ただいま読み上げましたやうな、「排出した者があつた場合」、これだけに推定規定をかけていこうと、こういう趣旨でございます。で、たとえばかりに何かの物質で一〇〇の汚染度が出ておれば、この二条、三条に言う公衆の生命または身体に危険を生ぜしめる状態であるといふふうにいたします。で、その場合に、ある工場、事業場から九五ぐらいの汚染度のものを出しておる、あとの五といふやうなものは、これは通常自然界に最初からよつて

おるといふやうな事態を想定いたします。そうしますと、九五なら九五の汚染をいたしたものは、これは当然自然的に五ぐらいは最初からあるといふことを十分知りながら、あるいは注意すれば当然わかるのにもかかわらず九五を出したということになりますと、これは案件によつては、この二条、三条の犯罪が成立するわけでございます。しかしながら、その本人は九五しか出してないといふ、そういうものについてはこの推定規定は働かさない、やはりその当該排出のみによつて一〇〇以上出しておるといふ場合にこの推定規定を働かそうと、こういう趣旨でございます。

で、二条、三条の場合は、これは一つの刑法的な評価をいたしまして、非常に、例が適切でないかもしれませんが、ただいま申し上げました九五を出しておるものも、自然的に前に五といふものがあるならば、そういうことを知りながら、あるいは当然注意すればわかつたにもかかわらず九五を出せば、刑法的にはこの二条、三条の公衆の生命、身体に危険を生ぜしめたといふ評価ができるわけでございます。そういう場合があり得ますけれども、この五条が働いてくるのは、その場合には働かざないと、やはり当該排出だけが一〇〇以上あるといふ場合に働かすと、こういう趣旨でございます。

○塩出啓典君 そうすると、たとえば工場が四つなら四つあると、それがそれぞれ二五ずつ出せば一〇〇になつちゃうわけですね。それがまあそれぞれが五〇出したと、そうすると二〇〇になるわけですね、二〇〇に。そうすると、まあ当然一〇〇がリミットのが二〇〇ですからね、人体に影響がある。そういうことをお互いに承知しながら出したと、そうした場合に、この条文から言うならば、「当該排出のみによつても」と、その工場だけでもその危険を生じ得るといふことになりまして、結局五〇出しても五〇だけでは一〇〇に達しないわけですからね。だから、まあ法務大臣も先般の連合審査でも、複合汚染、集合汚染にはこの法案

は適用できないと、それは結局この「当該排出のみによつても」というこんな変なのを法制審議会が加えたのが――法務省は元から加えたとなたたが言われるけれども、実際ないわけですからね。そういうのがあるからそうなるのじゃないですか。その点どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) この点は先ほど来申し上げておりますように、この法案の犯罪は、二条と三条がこの犯罪を規定いたしておるわけでございます。で、この五条は二条、三条の犯罪が成立するかどうかの因果關係を確定いたします場合の推定の規定でございます。で、犯罪の成否というもののはあくまで二条、三条で決するわけでございます。で、その場合に、二条、三条は刑罰法規の規定のしかたとしたしまして、このように書きますと、これは一人の人がこういうことをした場合にと、こういう意味でございます。一人の人というやや不正確でございますが、一人の、まあ一つの工場、あるいは一つの工場群といいますが、そういう一つの、一人の人の支配下にある工場または事業場における事業活動に伴って、「人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」と、こういうことで、一人の行為が書いてあるわけでございます。そこで、一人の行為として、こういう評価ができる場合が犯罪になるといふ問題なのでございます。

そこで、先ほど御設例の四つの別々の工場がてんでんばらばらに五〇、五〇、五〇、五〇出したと、結果的には二〇〇という汚染度で、この汚染度が公衆の生命または身体に危険を生ぜしめるという状態でありまして、これは各工場はその一人でこういう公衆の生命または身体に危険を生ぜしめたという評価はできないわけでございます。そういう意味で、二条、三条のこの犯罪が成立しないということなのでございます。これはこの第五条に「当該排出のみ」ということを入れたか入られぬかによつて異なってくる問題では全然ないわけでございます。

○塩出啓典君　そうしますとね、まあ大体今回の

あらゆる法案が人命尊重というそういう精神で貫いておるわけであつてね。じゃあそれは、私はきのうからの質問で、たとえばその基準以下であつても、その排出をした人がまあ故意と言いますか、そういう人の健康に害を与えるという概念を持つて出した場合にはそれは当てはまるわけでしょう。

工場が五十出し、それで一緒に成ってそういう大衆の生命に影響を及ぼしてもそれは企業の責任ではないという、それはやっぱり言うならば共同責任であるべきだし、そういう複合汚染というものを除外するようなそういうことでは結局何もならないと思うのですね。いま一番四日市にしてもここに於いてみなそういう問題になってきているわけですからね。国民の健康を中心に考えるならば、やはり企業のそういうモラルというか、共同責任において、そういういまの刑事局長の言われたような答弁であるならば、ほんとにもうまことに意味がないというか、ほんとにもうまじうかかし、でくの坊にしかならないと、このように私は思うのですが、そういう点は法務大臣やはりやむを得ないので、そういう複合汚染や集合汚染に対してさっぱり力を発揮できないというのはやむを得ないので、うの

○國務大臣(小林武治君) この問題は立法過程におきましていろいろ検討をいたしたのであります。が、とにかくこの際こういう法律が出るということはいまのような単独の行為を取り締まる、あるいはこれを処罰する、これだけでも非常に大きな意義があると、それで複合とか集合公書をとらえようということとは非常なめんどうな、めんどうというか困難、複雑な問題があるから、これらもこのままでもいいと、こういうことでなくて、やはり今後の検討に待ちたい、こういうことでございます。いまのような議論が出ることは当然であつて、それを放置しておいて、そしてこの法律がいま目当てにしておるようなものでは不十分じゃないかという議論が一般的に国会でもたくさんこれは論議をされたのでございますが、そういうことをわ

れわれも十分心得ておるが、これはやはり今後のひとつ検討に待ちたい、こういうことで今日の段階ではこれでひとつまいるということにいたしましたのであります。

○塩出啓典君　まあ複合汚染、集合汚染のような問題は今後の検討課題にしたいとおっしゃいますけれども、いつですが、今後というのは。現実、今四日市にしても確実にそういう問題が起きて、今後検討したいとかそんなのんびりしたことでやはり国民のそういう悲惨な被害者の方たちに対する責任ある誠意のある態度とはばくは言えないと思うのですよね。早急にこの問題は検討したいと思うのならまだ話はわかるのですけれども、その点こういう問題を検討したいと言って、どういう形で検討するのですか、いつまでに。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいまのいわゆる複合公害の場合でございますが、この場合につきましては、ただいま法務大臣が申されましたように、私も事務当局でもいろいろと検討いたしましたわけでございます。刑事法的な一つの難点といたしまして、この複合公害の刑事法の対象としてとらえます場合、かりに二〇〇という汚染度が公衆の生命または身体に危険を生ぜしめる、こういう状態であるといえますと、その場合に、一〇〇の状態をつくり出します場合に、二〇出した人があ
る、一〇出した人もある、五出した人もある、一

しか出さない人もあると、こういういろんな公衆の身体、生命に危険を生ぜしめる状態を実現するために果たした役割りと申しますか、寄与の度合いが千差万別でございます。これをそういう寄与の度合いというものを無視しまして、一率に一つの刑事罰の対象にするということは、これは刑事罰の本質から見て苛酷といえますか、たいへん不公平であるということ、刑事罰の対象になじまない面が多いわけでございます。これはやはり現段階では、いわゆる行政法令による行政規制によって、こういう事態を防止するのが至当であるというふうに考えておるわけでございます。現に今回の法案で大気及び水質につきましては基準

以上の掛出そのものを処罰するという、いわゆる直罰方式がとられているわけでございます。さしあたり現段階におきましては、行政法令関係の行政規制によって解決をすべきものであらうというふうに事務局としては考えたわけでございます。

○塩出啓典君　それでは、私実はいま岡山県の倉敷に住んでいるわけですが、水島の呼松というところ、に先般参りましたら、あすこはやはり水島のコンビナートの煙がどんどん来て、皆夜になると頭が痛い、風向きによつてはのどが痛い、嫁に行つた娘がこつちに帰つてくると、せきがでる困る、こういう住民の音が非常に多いわけですから、工場が非常に多いためにさつぱり原因がわからない。実際に健康に被害が出ているわけですね。そういうときに、もしそういう状態を告訴なりあるいは告発があつた場合には当然これは捜査を開始すべきである、そう判断していいわけですね。――時間がなから簡単に。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案によります公害罪というものは、一人でそういう状態をつくったということが前提で、前提と申しますか、そういうことを規定しているわけでございます。したがって、具体的な案件の場合に、やはり一人でそういう状態をつくったものがあるらしいというううな、一つの嫌疑があれば、当然この捜査の対象にはなると思っております。

○塩出啓典君　そうすると、結局そういう場合、工場がたくさんあるわけですが、そういうときには結局捜査しないのですか。

○政府委員（辻辰三郎君）　これは具体的な案件いかんによると思います。

○塩出啓典君 捜査しなければわかないじやないですか。そういうふう実際に被害を受けているのですよ。その被害を受けているところからそういう申し出があった場合に、その原因が一つであるか二つであるかというようなことはやはり状況によるというのですけれども、それはあらゆる場合に、そういうことの申し出があった場合には捜査しなければいけないのじやないですか。じや

それはあなたに言われたように、そういう被害報告があつたけれども、捜査を開始しない、そういうのはどういふ場合があるのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは私はこの法案の犯罪について一応申し上げたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、今回大気汚染、水質汚濁関係の法律案を御審議中でございますが、これがこの法律になりますと、直罰主義というものがとられていくわけでございます。これは各排出ごとに排出基準が定められており、その排出基準をこえて排出すれば、それが故意であろうと過失であろうと犯罪の対象になっております直罰主義でございます。その犯罪の嫌疑という点ではこれはもとより捜査官憲は捜査ができるわけでございます。私先ほど少しことが足らなかったと思つたのでございますが、この法案の公害罪の場合には、先ほど申し上げたようなことになりましても、実際捜査官憲が、機関が、捜査を開始するといふことになれば、そういう事態だけを考えれば、この直罰主義がとられておりますと、直罰という関係で犯罪の捜査が行なわれると思つたわけでございます。

○塩出啓典君 これは人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法でございます。私は何もそういうほかの水質汚濁法とか、大気汚染防止法とかのことを言っているのじゃないです。もう実際にそういう被害が出ています。被害が出ていなければ、とにかく故意にそういう被害を出しておいたのは処罰の対象になるわけでしょう。故意または過失になつておいたら、当然やはりそういう場合には、行政罰があるやうなものと、それとは関係なしに、当然そういう告訴なり告発があるならば、それはやはり捜査すべきではないか、そう思うのです。それは何か事情によつて捜査する場合としない場合とあるというから、それでよくはお聞きしたわけですか。

○政府委員(辻辰三郎君) これはもう御存じのとおり、犯罪の捜査というものは、捜査機関がやはり客観的な資料によつて犯罪があるというふう

考えた場合に捜査を開始するわけでございます。いろいろな事態に依りまして、この法案による犯罪の捜査をするといふことであれば、やはり一人の行為として評価できるような排出で、公衆の生命、身体に危険を生ぜしめておるといふどうも疑いがあるといふことであれば、これはもう当然犯罪の捜査をいたすことになるわけでございます。

○塩出啓典君 その点は、大臣さつき魚が死んでも捜査を開始すると言つたのです。あなたは人間が健康上の被害を受けても、結局そこに犯意があるといふことが予想されなければ、企業はむしろそんな悪いことをしないだろう、被害が現実に出ても、あるいは過失である、そういう証拠がなければ、捜査を開始しない。それじゃみな泣き寝入りじゃないですか。

○政府委員(辻辰三郎君) その点、私、たいへんことが足りなくて恐縮でございます。この犯罪の捜査の端緒といふものは、先ほど大臣がおっしゃいましたように、魚がかりに死んでおる汚染されておるといふ状況から見れば、これはただごとではない、何か有毒物質、有害物質によつてこれはなつたんであるといふふうになれば、これはそれから捜査を開始されてくるわけでございます。そして、その結果、故意があるか過失があるか、あるいは一人でこういう状態をつくつたかどうかといふことが調べられていくわけでございます。

○塩出啓典君 だから、結局さつきの倉敷の水鳥の、こういう実際大ぜいの人が、私も町内へ行つて何人かの人に会いましたけれども、やっぱり風向きによつてはそうなる。非常に体のぐあいが悪い。最近はどうもよそに移転する人も出ておる。そういうような現実があれば、それは大気汚染防止法の基準は守つておるか、守つていないか、それはわからない。また故意か過失か、あるいは全然そういう気持ちがなく出してあるかもわからない。けれども、いずれにしても、やはりそれは捜査を開始すべき事例であると私は思うのですが、その

点どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) たいへん私しつこく申し上げて恐縮でございますが、これはもうどうして具体的な案件によると思うのでございます。それからまた事実問題といたしまして、そういう案件の場合に、やはり告訴、告発なんか出てくることも、実際問題多からうと思つたのでございますが、そういうことでもあれば、もちろんこの直罰のほうで違反であるかもしれないし、あるいはこの法案による犯罪の嫌疑があるかもしれないし、いろいろな点から、やはり捜査機関というものは捜査を開始することにならうと思つたのでございますが、これはやはり具体的な案件との関係が基本的に残つておると思つたのでございます。

○塩出啓典君 もうあまり時間がないので、一つは、いまの答弁で、ほんとうに私はそういう複合公害によつて苦しんでいる人たちに對して、やっぱりわれわれとしては、私の気持ち、私はしろろの立場としての考えから言ふならば、そういうような例が出た場合には、これは検察庁がやるかあるいはどこがやるかわかりませんが、いづれにしても、そういう被害が出ておるような場合には、やっぱりどうかその原因を調査して、そして結局は大気汚染防止法の基準にはまあ合つておるけれども、その基準が甘いからさうなつてきたわけですから、だから企業には責任ないかもしれない。それならばほんとうに人の健康を守るというところが重点であるならば、國に對して現在の大気汚染防止法における基準というものを強化すべきじゃないか、あるいは地方自治体に對しても強化すべきではないか、そこまでやらなければ意味がないんじゃないか、そう思うんです。それはこの法律が通つても、そういうことはやらないですか、その点をお聞きしたい。

○政府委員(辻辰三郎君) いわゆる複合公害といふものは、私も先ほど申し上げましたように、これはやはり第一次的に関係行政といふものが規制するべき問題であらうと思つたのでございます。ただいまの御指摘のようなことがございまして、

やはり当該関係の行政機関がいろいろと実態調査するのが、まず先行してくる問題であらうと思つた。この法案のほうは、この法案の第一条にもございまして、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まって人の健康に係る公害の防止に資するものとしてございまして、さういふ意味で複合公害につきましては、まず行政規制というものが働いてまいるべきものであらうと考えております。

○塩出啓典君 そうすると結論としては複合公害、そういうものについては、結局公害罪は全く適用できない、それは行政のほうの関係であつて、この公害罪法の適用がない、そういうことですね、法務大臣。

○国務大臣(小林武治君) この法律を制定する現段階においては適用がない。しかし、これはまだいろいろ公害の状態あるいは時勢の変化、こういうものについて考えなければならぬこともあるが、この段階においては、こういうことでござい

○塩出啓典君 それでは最後に、実際の法案の第一条にもありますように、「公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まって」とか、また要綱ですか、提案理由ですかには、いままでの過去のそういう法律といふものは非常に不十分である、それを補うためにつくつたんだという、そういう趣旨に非常に反しておる。そのことを、これは聞く時間があるかもしれませんが、残念に思ひます。いづれにしても、われわれはどういう法令であらうとも、要は四日市のようなさういふ公害がなくならなければならぬわけでありまして、そういうやうな問題についても、ひとつ法務省は検討していただきたい。そのことを要望しておきます。それから最後に、第五条の「当該排出のみによつても」といふのは、ある場合とない場合とは結局同じだ、そういう局長の答弁ですけれども、これは結局あれでしょう。先ほどのように、四つの工場が出した、その物質によつて人体に影響がある、そういうときには推定規定は適用されない。

一つの企業だけがそれ以上の害を出している。先ほどの例では、一〇〇がリミットとすれば、一つの企業だけが一〇〇以上出している場合には、いわゆる推定規定で推定することができ。ところが、五〇以下の場合には推定できない。この「当該排出のみ」がなければ、五〇の場合でもこれは推定することはできる。そういうわけで、これははっきり違ふんじゃないですかね。

○政府委員(辻辰三郎君) その点につきましては先ほどお答え申し上げたとおりでございます。この五条が働きますのは、二条、三条の成立するかどうかという場合の因果関係の推定でございます。この五条によって犯罪が直接ストリートに成立するか成立しないかという問題ではないのでございまして、そこで先ほど来御議論のございました、いわゆる複合形態のものはこの二条、三条で犯罪にならない場合が大部分である、こういうふうな申し上げておるわけで、この五条の問題ではないわけでございます。五条は、先ほど申し上げましたように、「当該排出のみ」があるかどうかによつて——法務省原案は最初からそういう趣旨でございましたが、かりにその「当該排出のみ」というものをなくした場合にどうなるかという点については、それは意味が違つてまいりますというところをお答え申し上げた次第でございます。

○塩出啓典君 だから、結局そういう二条、三条の犯罪が成立するかどうかというところは、その因果関係の立証の問題になるわけでしょう。そういうわけで、この推定できるというところを加えたことは、ある程度のきちつとした科学的論拠がなくとも、これはただ推定できるということなんです。ところが、これは結局五〇、五〇、五〇、五〇、二〇〇になった場合、そういう場合に、これは推定できないというところは、絶対立証できないと、だからこれがあるために複合公害、集合汚染というものは絶対だめなんだ、そういうふうな点にぼくたちはすなおにこの条文を解釈して思うのです。その点はどうなんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) たいへん恐縮でございます

ますが、何回も申し上げますが、二条、三条によつて犯罪の成否がきまるわけでございます。この二条、三条を適用いたします場合、ある場合、この五条の要件がある場合には推定規定が働くと、この五つの要件を定めたのが五条でございます。犯罪の成否はあくまで二条、三条の問題なんです。

○塩出啓典君 じゃあ最後に、とにかくこれはあまりわからない。ぼくがいくら質問してもこれはもう結論出ぬようですから、これはまたあとで私もよく研究しますよ。刑事局長は、ともかく「当該排出のみ」があるうがなかるうが全然関係はない、犯罪の成否とかそういうものは。——字があるとなないの違ひはあるわけですが。ただ複合汚染、集合汚染というものの対する規制の問題について、これがあつてもなくても何ら変更はないと、そのように判断していいわけですね。それだけ聞いておいて、質問を終わります。

○政府委員(辻辰三郎君) この二条、三条の適用の問題が複合公害との関係で問題になるわけでございますから、このいわゆる複合公害との関係におきましては、五条の規定にこの「当該排出のみ」というものがあるうとなかるうとこれは関係がございせん。

○塩出啓典君 いま、何か条件をつけてから——ほかの点ではあつてもなくても。複合汚染、集合汚染というものの規制という点について、四日市のような場合を考えた場合に、あつてもなくても結局は同じなんだ、これがなくても結局そういう集合汚染、複合汚染にもこの法は適用されないのだと。ぼくは、これがなければ、そういう場合も推定規定を働かして基準以下であつても、結局犯意があれば、これは当然二条、三条にかかると私はそういう考えなんですけれどもね。そういう点においては何ら変わりない、そういうことですね。イエスかノーか言ええ。

○政府委員(辻辰三郎君) 複合公害に関しましては、この「当該排出のみ」があるうとなかるうと、

本法の適用の問題は同じでございます。

○小林武君 いま、せっかくやられたところですから、私もひとつそういう質問をするわけですが、先ほどからやつていられるから、もう質問にいつでも聞かれるところ、問題になるところは済んだと思います。

ただ、この法律の起草者としてあるいは起草者としてお尋ねしたいのは、少なくとも日本の工業地帯というふうなものを頭の中に置いてやられたものかどうかという問題、私は、やられてないのではないかと思う。いわゆる法律家、法律専門家の頭の中で抽象化された法律を、文章をつくつたという感じがするのです。私はどうしてそういうことを言うかという、いまの工業地帯というものは、いまあなたに説明するまでもなく、太平洋ベルト地帯と言われるようなものがだんだん延長していつて、もういまや茨城県、さらに福島県にまで広がつてつある。そこには工場がたぐささん乱立するくらいになつていゝのです。そういう場所であれば、いずれも公害にのすぐ恐怖心を持つわけですね。たとえば、鹿島工業地帯というもの、利根川べりのいなかですが、あの鹿島工業地帯ができたというところによつて、そこに公害とまでは、ひどい公害だとは言われないけれども、非常なやつぱりその前ぶれのような状況が出ていゝ。まだあそこは完成してないけれども、そういう状況が出ていゝ。こういうふうな、工場がもう非常に密集すると、また企業としてはそういう形の中に分散させないで置くということが——企業としては必要に迫られてやるわけだけれども、当然それは起こり得る。そういう問題があるから、私は、公害の問題というのは、少なくともいまの日本で重大な問題だと、それは刑事罰をもって臨まなければならないほどの現状にとかく到達した。到達したから、いわば伝家の宝刀が何か知らぬけれども、抜こうかという決意を出しておる。またこれをこのまま放置するということになれば国民の健康、生命にまで及ぼすというはつきりし

た事実も日ごとに逼迫してゐるわけですね。

そういう場合に、先ほど来の御答弁聞いていゝと、対策としての一つの、政府のこれはもうどうして避けて通ることのできないような公害防止という問題を避けてゐる、複合的な公害に対しては、複合公害に対してはとにかくどうにもしようがないのだというふうなことを先ほどから強調してゐるわけですね。こういうことで一体どうなんですか、起案された方としてはほんとうに効果ある法律であるかどうかということをお考えになりますかどうですか。これでもってどんな実効をあげられるのですかということ、私はもう聞いてゐるうちに、実際質問する意欲がなくなつて、こんな法律に一生懸命反対、賛成やつても、結局きのうの参考人のように、ざる法で、できるなら通らぬほうがいいというような極端なあれも出てきた。

それを私は、ここで少なくとも議論するということからは、各党が準備をして一生懸命やるというからには、少なくともこれはあなたにあれするわけじゃないけれども、法務大臣に言わしてもらえば、私は少なくとも知恵を出し合つて最もりつぱな法律にするんだというこの励みがなかつたら、われわれ何もやる気はしなくなりすよ。国民の声を代表してこの場でよい法律をつくるんだという、欠陥があつたらその欠陥を是正するんだという、欠陥があつたら——そういう機能はもう国会というものは持つてゐるわけですから、それなしにはこれはこれつきりです。先ほどから非常に微に入り細をうがつた質問で、私は人の質問でも聞いてゐるうちになるほどなるほどと思つて聞いておつた、実際問題として、あなたの終始一貫、答弁としては、まことにうまい答弁だと私も考へておつたんですけれども、うまい、へたの問題ではないと思ふんです。

だから私は、あなたに聞きたいのは、案文を、この法律案を起草したあなたとしては、一体この複合異種の公害というものの対してはおかばりしておつても公害問題は処理できると、こうお考え

になっておるんですか、どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 複合という問題でござい
ますが、私は、なまで複合ということばを実は
使っていないわけでございます。この複合と申し
ますのも、先ほどの例でいけば、一〇〇というも
のが生命、身体に危険な状態であるというふう
にいたします。その場合に、五つのものが二〇、
二〇、二〇という形で出している、結果的に二〇〇
というふうな場合、個々の生命、身体に危険は
生じさせないが、それが集合して結果的に危険な
状態になっておる。これを私は複合と、私だけか
もしれませんが、複合形態と申しておるわけで
ございまして、一つで一〇〇の汚染をつくってお
るものが、かりに三つ、四つあるということであ
れば、これはそれらはいずれもこの法案の対象に
なるわけでございます。そういう意味におきまして
複合といひましても、これは単に数の問題ではな
いのでございまして、私どもの申し上げておる複
合公害には、これは原則として適用ができない。
適用がないというのはいま私が申し上げたような
意味の複合でございます。

それから第二点といたしまして、いわゆるこれ
は具体的な例を申し上げて恐縮でございますが、
民事のほうで現在争われておりますいわゆる四大
公害訴訟というものを考えさせていただきますと、
そのうち三つはいわゆる複合ではないケースで
ございます。そういうケースが現にあり、民事のほ
うでは争われているわけでございます。

それからさらに刑事罰の問題でございますが、
この法案につきましても、刑法総則というものが
当然適用されるわけでございます。その限りに
おきましては共犯例、共犯に当たるものは共犯と
して処罰されるという余地があるわけございま
す。法律の立案に当たりましては、事務的とはい
ろいろの点を考えて現時点の刑事法として、この
公害に対処するには、この案がよいのではないか
、よいというふうに考えておる次第でございます。
○小林武君 いまの答弁は、私の質問に対するお

答えてはないと思うんです。その複合ということ
ばを使うことは、それぞれ別であってもけっこう
なんです。私は複合というのは集合でもいいん
です、何であつても。結局、あなたは何かどこに重
点を置いて考えているか知らないけれども、た
くさんの工場のあるところに住んでいる住民が、た
くさんの工場の林立しているところに公害が多い
わけです。それが一つの工場であれば、さほどで
はないということになります。私は公害のこと
では、鼻たれ小僧のころから見てきておったで
す。公害ということばは当時ないです。大きな
バルブ工場があつて、それで一本の川を完全に死
の川にしている。いまでもその川は流れている。
しかし、その当時、それを公害だなんて文句を
言つたものもない。漁業の町であつたけれども、
漁業をやつておるものも、それに対してそれほど
反駁したあれもない。しかし、いま公害という
問題を国民が口々に言つて、とにかく、まごま
ごしておるという生命の問題になる。命の問題に
なつてきたということでこれは取り上げたのでし
ょう。われわれもまたそういう問題をみずから問
題として取り上げておる。

そうしますと、これは受け取るほうの側の立場
で言えば、それまでは片方が基準以下であつた
んであろうが、みんな集まればそれは基準以上
になるわけですから、そのことをどうするかとい
うことを言わなければならぬ。しかもその工場と
いうものは分散をしなければならぬという一つの
きまりも何もあるわけじゃないのですから、工場
を分散させなければならぬということを言つてお
りますけれども、そういうことも一、二議論がさ
れたら、現状はどうですか。京葉工業地帯に
行つたら、あのきれいな千葉県もいまはそうでは
ない。さらには京浜、阪神は言うに及ばないであ
りましょう。これは工場がたくさんそこに密集し
ておるのですから。そういうところがいまの法律の
論法でいけば、何ら刑事罰の対象にならないとい
うことは、少なくともほんとうの意味の解決には
ならないのではないかと、こうあなたに質問して

おる。その際に、第三条を皆言つてもいいです、
第五条全部ひくくするめて——この刑事法、この問
題は刑事罰にしなければその手の打ちようがない
ということなんです。いまあなたが言つたけれども、
四大裁判だとか何か公害裁判をやられて、その中
にたつた一つの工場のところもあるでしょう。問
題はそれだけの問題じゃないのです。それだけの
問題ならまだこれはやりようがある。きのう戒能
さんのお話によると、何年前だと百五十万あれば
処理できたということなんですけれども、これが
いまは一つの問題ならたちまち解決すると思う。
そういう工業地帯の現状というものを踏まえた場
合には、いわゆるいろいろな異種複合的な公害と
いうものに対処する法律がないということ、私は、私
は効力がほんとうにないのではないかと。水俣病の
あれについては、とにかくどうこうするといつて
も、それは適用されても、一番——一番というの
は、受ける範囲の広さというふうなものを考えた
場合には、効力がないということになります。か
そのことは念頭に置かなくては、どうですか、
起草する場合に。そういうことです。

○政府委員(辻辰三郎君) もとよりこの法案を起
案いたします場合には、ただいま御指摘のような
公害の実態というものを十分私どもの立場で検討
したわけでございます。でございますが、先ほど
お答え申し上げましたように、いわゆる複合形態
というものが公害という結果をもたらしました。
その結果に対する役割りと申しますか、寄与する
度合いが違つたわけでございます。結果的には公害
現象が出ておりました。どの工場がそれについて
たしかたかというところが千差万別なのでございま
す。その千差万別というものを全く無視して、一様
これを刑事法的につかまえて処罰するといふこと
とは、刑事法の本質から見ればは妥当でないとい
うことなのでございます。やはり、いわゆる複
合形態につきましても、それぞれの関係行政法規
の違反については直罰方式なら直罰方式をとると

こういう形で関係行政が対処すべきものであら
うというふうな結論を得た次第でございます。

○小林武君 どうも、法律というものは、結局私
は、社会状態というものを無視してはあり得ない
と思うのです。全く観念的な、抽象的な法律であ
るといふと、それは法律家の研究のあれにはある
程度よろしいかもしれませんが、われわれ
ならば、むしろ生活の必要の中からのそういう法
律でなければならぬと思うのです。解釈だつて
そうでなければならぬし、立法だつてそうでなけ
ればならぬと思うのです。

そういたしますと、私は逆なこと言つて——あ
なたの場合には、みんなが集まつて起こす、ある
人が個々の者を罰することはできないというよう
なことを言われるわけでしょう。私はそうでない
のだね。私は、逆に言えば、企業というものは、
一つの工業地帯をつくるということが、それは企
業の利潤というものとつながりを持つのですよ。
だからできるのですよ。私は、そういう企業の利
益、利潤のために——言うならば、これから公害
の問題に取り組むという場合には、そういう集合
体であれば、共同の責任であれば、少なくとも企
業はその改善にあつても協力してやれるはずだ
と思うのです。そこに目を向けたいということ
——ここで議論するのは対策の問題なんです、
そういう方向に持つていくような法律をつくらぬ
で、おとといのこと、私は少なくとも時宜に即し
ておらぬ、時代に即しておらぬと思うのですよ。
これは大臣どうですか。

○国務大臣(小林武治君) お話のようなことは私
もよくわかります。わかるが、とにかく公害とい
うものは、これはもう自然犯ですと、こういう
宣言をすることに非常な私も一つの大きな意味が
あると、こういうふうな思ふのです。いまお話
のようなくとも立法段階において十分討議をいた
したのであります。とにかく公害は犯罪です
よと、こういうことを、変なことばで言えばまず
発車をさせる。そういうふうな事態が迫つてお
る、こういう認識からこうこの法律ができた。し

かしいま公害の実態になかなか合うような内容になつておらぬといういろいろの御意見は、私はやっぱりそういうところはあるということを書いておるのであります、これはまずとにかく出発をして、そうして、とりあえずそういうことを言うことによつて、企業その他、また国民全体も、大きな反省というか、自粛、あるいは、これはなるほど公害は犯罪だというふうに、そうして被害者の立場に立つ人にとつても、一つの安心感とまではいかぬが、何かのやっぱり考え方が出る。

要するに、私は、公害というものに対する国民全体の意識をここで変革してもらいたいというふうなことで出ておるのでございまして、私どもはこれが完べきだとか、十分だとかは初めから考えておりません。いろいろ国会で御指摘を受けた不十分な点は認めると、したがって、これからさらにそういういろいろの御意見を参酌して検討を進めなければならぬと、こういうふうな立場をとっておるのでありまして、その辺のところはひとつひ御了承を願いたい。私はあなたのおっしゃることも非常によくわかります。これで十分効果があげられるかといえ、私は、いろいろな機会において、いまのような不十分な点がいろいろございまして、これは今後の公害の態様なりあるいは社会通念なり、こういうものに従つて改革を、改善をしていかなければなるまいと、こういうふうには申し上げておるのであります。

○亀田得治君　まあ発言しないということで記者から叱責を受けておるので、一言……。

たとえば、こういう場合はどうなりますか。この第二条が適用される危険性というのは一〇〇だといったしますね、数字的に一〇〇。これに対して工場が五軒かたまっていると。その場合に各工場が三〇ずつ出しておると、そうすると合計一五〇〇になるわけだ。しかもそういう場合に、これは同時にせせば一五〇になるのですがね、そのことをお互いに工場同士は知っておると。こういう場合には私は五軒とも第二条によって当然これは対象にできる。これは、刑法総則の共犯理論によって

当然これは対象にできなければいかぬ。普通、何ををした者とはいう場合、この「者」というのは何も個人と限っておらぬわけですから、これはもう辻さんに言うのは釈迦に説法で、それは普通の傷害罪にしろ何にしろ、一人でやろうが、あるいは十人かたまったために一定の傷害が起きた、一人一人なら起こらなかったが、十人でやったためにこういう傷害が起きた。これは十人が全部一網にこういふ傷害が起きた。これは十人になって。私は打尽にやられるわけですね、共犯になって。私は私がいま申し上げたような場合には、これは世間

ではそういうような一種の複合ということはこの中へ入れておりますがね。当然私は、全部をこの第二条によつて取り締まりの対象にしなければいかぬと思う。法務省のほうはそういうものは考えておらぬのだとおっしゃつて、この法文を忠実に解釈し強く適用していこうと思えば、そういう場合には私は適用できるのだと思います。裁判所でも当然これは通る理論だと私は思うのです。もちろん一〇〇の場合に、きちんと五軒寄つて、五軒が三〇ずつ出して合計一五〇と、こういうふうなふうに計算がきちつと成り立つかどうか、現実の場合。これは私はもう調査の内容の困難性というものはあり得ると思うのです。しかしそれは、調査を一生懸命やればそういう事実をつかみ出すことは不可能じゃないと思います。事実があればですよ。一軒の工場でやっているよりも調査のむづかしさはあるだろうと思うのです。それはもう、

一般に多数の犯罪につきものであるわけでありましてね、そういうものは。だから私は、私がいま申し上げたことは否定されないと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(辻辰三郎君) 先ほど来私は、この公害犯罪につきましても、刑法総則の共犯例の適用があることは当然であるというふうに申し上げたわけでございます。ただいま御指摘のそういう仮定論として申し上げますが、この三〇、三〇、三〇、三〇と、三〇が五つあって、一五〇つくって、その三〇それぞれに共同正犯、共犯というものが適用され得る実態があれば、それはいずれも

共犯として処罰される、この法案の適用になるというところでございます。お説のとおりでございます。

○亀田得治君　そうなると、だいぶん複合犯罪というものを、いままで否定するような印象を世間一般に与えておるわけです。私が言い出すと、ややこしいものですから静かにしていたわけですが、たとえば、この行政法規の場合ですよ。五軒なら五軒あれば、全体が一〇〇にならないようにというところで、行政庁がやっぱり基準をきめるわけでは

しょう。その場合には二〇というふうにはやり行政庁はきめてくると思うのです。全体が一〇〇にならぬようにするために。そういう行政法規の面からいいますと、その行政法規を守らしていくという面から見ても、やっぱりこの本法の第二条の適用というものは、捜査にむずかしい点はあるが、たくさん工場が集まっているところにはこれは適用がないんだ、そういうことではありませんよということをもっと法務省ははっきり言う必要がありますよ。それは相当検事は苦勞すると思ひますがね。だから大臣、その点は一般に与えている印象は、特に財界などの諸君の発言等見ていると、だいぶん勘違いされているように私は思うのですがね。この委員会を通じてもう少しはっきりしておいてほしいと思います。そうしませんでした、どこから告訴が出てくる、法律の専門家が十分事態を検討して告訴等を出す、検察庁のほう

は、なるほど理論的にはこれは取り上げ得る、しかし国会の審議の過程なりあるいは法務省の法案作成の過程において、ともかくこれは単独なやつだけなんだ、そのほかのやつはもうやらぬことになつてゐるのだ。——こういうふうなことがありますとね。これはやはり検察庁は実際に起訴するかしないか、捜査に乗り出すかどうかという点について、やはり消極的になると思ふのです、その点をはつきりしておかぬと。だからそういう意味で非常に誤解があるように思ひますので、大臣の点、いま法律の解釈としては刑事局長は私がいま申し上げたとおりだと、こうおっしゃるわけで

すから 大臣ひとつはつきりとそのことを確認してほしいわけだ。

○国務大臣 小林武治君 これは法律の解釈なり適用なりの具体的な問題でございまして、専門家と申しますか、刑事局長の答弁を私がこれを承認する、こういうことになります。

○委員長(阿部憲一君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(阿部憲一君) 速記を起こして。
暫時休憩いたします。

午後二時十九分開会

○委員長(阿部憲一君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、井野碩哉君が委員を辞任され、その補欠として永野鎮雄君が選任されました。

○委員長(阿部憲一君) 休憩前に引き続き質疑を行ないます。

この際、小林法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(小林武治君) 午前中の複合公害、こういうことについての御質疑に關しまして私からあらためてお答えを申し上げます。

すなわち、複合公害というのを多数の工場または事業場からそれぞれ他とは無関係に有害物質が排出され、その結果として本法案にいう危険が生

じた場合を定義する限り、共犯にあたる場合とはいえないので、そのような形態の複合公害については本法案の適用がない。その意味でいわゆる複

合公害については通常本法案が適用されることはないと申したのでありますが、しかし理論的には本法案に定める罪についても刑法の共犯に関する

規定の適用があることは申すまでもありません。
したがって二つ以上の行為者につきまして共犯関

係にあることが認められる場合には、本法案の罪についても共犯として処罰されることになるわけでございます。

○委員長(阿部憲一君) 御質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○小林武君 前のときに一応質問をいたしました、かなり説明の趣旨はよくわかったのでありますけれども、これについても一度お尋ねをしたいわけでございますが、第二条並びに三条の問題につきまして、さらには四条に関連いたしまして、まず最初に、二条並びに三条における「工場又は事業場における事業活動に伴って」というところがございしますが、これは工場または事業場における事業——その場所において働いて事業活動を行なっているというものは、働いている労働者、こういう意味でございましょうか、これは。

○政府委員(辻辰三郎君) 二条、三条にございします「工場又は事業場における事業活動に伴って」という意味でございしますが、これは「工場または事業場の事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し」と、で、この事業活動に伴って排出しと、こういうふうに続く意味でございします。

○小林武君 そのところですがね、「伴って」という場合には、これは、この責任者というのは工場または事業場において事業活動を行なっている人をさすことになりまして、この表現です。

○政府委員(辻辰三郎君) この「排出し」の意味でございますが、これは昨日もお答え申したところでございますが、事業活動に伴って排出するという意味でございしますので、この事業活動についての責任者、特に排出についての責任者が事業活動に伴って排出するという意味でございします。

○小林武君 その意味は大体理解しておるのですけれども、そういうことになりましたと、「工場又は事業場における事業活動に伴って」排出をするわけですから、そうしたら、その事業活動が行なわれていることによって排出されるわけですね。そうですね。そうすると、その責任者ということになりますと、いわゆる事業場、工場等になりまして、いわゆる事業場、工場等に

おける仕事に携わっている者のみを見るべきか、それとももっと広くその企業全体の事業活動もさしているのかという問題があるわけですが、そのことを聞いていますわけですね。

○政府委員(辻辰三郎君) 事業活動に伴って排出しということとは、この事業目的遂行のために必要な活動の随伴であると、こういう意味でございします。

○小林武君 そこがどうも何とかな、法律の文章に慣れないというのか、日本語というものは、わりあい解釈のしかたでいろいろなりと方のできるような仕組みにあると私は思うのですがね。そうすると、これは私ばかりでなく、多くの人が、この二条、三条について、特定の、結局その事業活動の責任者とか労働者が一体処罰されるのではないのか。事業全体を統括している人たちが、これはそこから免れるのじゃないか。責任者というものは、結局現場の人間に片寄るといふことになりはせぬかという不安があるわけですね。私はこの文章を見れば、こういう文章はかなりいろいろな意味が入っているのだと思いますが、「工場又は事業場における事業活動」ですから、工場、事業場のその活動の中で排出されている、その活動に従事する者とは何かといえ、われわれが考えるのは、事業場の所長とか工場長とかいうものを大体頭に置いて末端の機構まであるわけですね。末端のいろいろな労働者まである。そうしますと、ここから排出されるという一つの事例は、これらの人たちの専任と決定されると、先ほど言った心配が出るわけでありまして、そこなんです。そういう意味でないと——この間の局長の御答弁は、いやそうではないにしても、企業全体のことも考えられるような場合のこと、こういう一つのいまの企業の実態からいってそういうこともあるとおっしゃいましたが、確かめておかなければならぬと思うので質問するわけですね。これはどういふことになりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) この点につきまして

は、しばしば申し上げておりますとおり、事業活動に伴って排出するということでございますから、もちろん事業によつて——いろいろ排出者がだれであるかというところは事業によつて違つてくると思いますが、必ずしもその現場における人に限るといふ意味ではございません。排出ということについての事業内における排出の責任者というものが、一般的にはこれに当たるといふ意味でございします。その意味におきまして、工場長であるとか、それに準ずるような人が通例一般的には当たると思ふのでございしますが、これがもっと上の管理部門との関係におきまして、やはりその組織内の事情によつてそういう人と思ふを通じ、あるいはそういう人の指令によつて排出しておるといふような事態であれば、これは先ほどの共犯理論でございしますが、共犯と認められる限り、必ずしも現場に限らず、管理部門の方も当たるといふ場合もあると思ふわけでございします。

○小林武君 ここに故意犯ということになっていく。故意犯といわれるという、何といひますか、いまの工場における排出物ですね。排出といふようなものが、一つの仕組みですね——排出がでなければだめなんです。それは一つの大きな機械の系統の中に組み込まれた問題であつて、これは個人が排出物を出したという、人間が出したというのと違ふわけですね。そういう場合に、故意というやうな、故意にというやうな場合を、いまの近代的な、きわめて進歩した機械構造の中でどういふやうにとらえるのか。この点は皆さんがどうとらえるか。そういうふうな個人の故意なんというものが、ちょっと私には理解できないんです。それについて、一体どういふ現場のあれを考えて、想像されてみてこれをつくられたかということなんです。

○政府委員(辻辰三郎君) この第二条における故意でございますが、これは一般の刑法の場合も同じでございます。これをただいま御指摘の排出についての故意といふにしばつて申し上げますと、排出することを認識しながらということござい

ます。これはやはり刑事法の理論といたしまして、まず行為者というものを中心に考えまして、この場合には排出者がだれになるかどうかと、この点はただいま申し上げたとおりでございますが、その排出者が排出するということを認識して、知つて出すというのが故意でございします。

○小林武君 まあ刑法上で言えば、これは故意といわれるようなものでしょうね。だから明らかにこれは犯意を抱いて排出をする。明らかにこれは人体についての健康を害し、ときによつては生命ともいふやうなことを考えてやるわけですね。ところが、私はひとつこの法律案の出たときに、ひかかるのは、零細企業ではないかといふやうな——中小といつても、まあ範囲が広いわけですが、けれども、中小企業、零細企業が多いのではないかと、これは想像できるんですよ。その工場の規模、それから排出物というやうなものが、きわめて不十分な管理のもとに行なわれていることはわかる。それに反して、たとえば、まあ例をあげれば、大きなパルプ工場、製紙工場というものが、もう製造過程を通して一つのセツトになつていくわけですね。それが流れ作業でもってもうほとんど製造のあれもできるし、排出するものもそこにある。そういうことになりまして、そこに一人の個人の、その現場にいる者の故意といふやうなものがどの程度働かされるものなのかどうかといふことなんです。だから、私は、いまのやうに非常に整備された——一つの人間の力よりも、むしろ人間がある程度計器等を通していくといふやうな、そういう製造工程の中では、これはちょっとあまり考えられない。しかし特に何かそのあれをこわして、直接それがたれ流しになるようなやり方をやつたとすれば、これは故意となるかもしれぬけれども、ちょっとそれは想像のつかないところである。企業の一つの、もうそういうまとまったあれからだといふと、それは現場の中の個人の故意といふことは案外少ないのじゃないかと、こう判断するのですが、この点は一体どうお考えになつていられるのでしょうか。

○政府委員(辻辰三郎君) この排出でございますが、これはたゞいまも御指摘のように、たとえ大きな工場であるという場合には、当然排出の設備があるかと思ひます。こういう排出の設備というか、機構を通じて排出しておるといふ、しかも、こういう通常の業務の過程で自分の設備を、こういう機構を通じて排出しておるといふことを知っておればここにこういう排出の故意がある、ということでございます。

○小林武君 そうすれば、私が前回の質問でいたしました、むしろ近代化した大工場、オートメ化した工場などというようなものの場合においては、責任は、そういう整備された工場であればあるほど、これは責任者というのが一事業場や工場に席を置く者ということよりも、企業のトップクラスのところに責任があると私は判断するんです。そういう理解はできませんか。

○政府委員(辻辰三郎君) この点も昨日申し上げたとおりでございます。一つの事業として事業活動に伴う排出ということについての計画、それから決定というものがどういう組織の方々によつて計画、決定されたかということがやはりこの排出者をさめる上に重要な要素になつてくると思ひます。

○小林武君 過失の場合においても、私は先ほど申し上げましたが、機械を扱っている現場の者が、何かのあやまちでそういうことをやつたということはある得ても、これは大きな工場にはそういうことはあんまりあり得ないのではないかと、こう判断しますと、その場合において、両罰ということ、両罰規定というものが、結局大企業の場合において、大工場の場合においては法人あるいはその法人の最高責任者という者、結局は、その責任に集中していくということになつてきはしないかと思ひますが、それはどうでしょう。

○政府委員(辻辰三郎君) お説のような、かりに大企業で、その排出ということ、会社の非常な上業務担当の重役なら重役がこの排出行為について計画、決定をしてこの法律にいう排出行為者

という認定ができます場合には、その方が排出行為者として、まず二条、三条によつて処罰される。そうしておきましてさらに四条によつてその法人すなわち会社そのものもまた処罰をされる、こういう仕組みになつておるわけでございます。

○小林武君 普通の株式会社組織の中において、いまのような例の場合においては、担当の重役というものがその責任を、たとえばその工場を担当するそういう施設についての責任をとる取締役とかいうような者があれですか、それとも社長、代表取締役というようなものがそれが責任を負うものなのか、法的にはどういふことになりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは何回も申し上げておりますように、事実関係いかんによつて異なつてくるわけでございます。

そこで、その事業に伴う排出というもののその行為者はだれかという認定の問題でございまして、それで先ほど御設例になりましたような、かりにその排出の設備を企画し、そしてこういう方法でこういうものを排出するということを自主的に決定し、それを実行せしめた人があるとすれば、その人がこの排出行為者としての刑事責任を負うわけでございます。その人が事実によつては取締役の場合もございましょうし、社長の場合もございましょうし、あるいは工場長の場合もございましょうし、これは事案によるわけであらうと思ひます。

○小林武君 その場合はどうなんでしょうか。たとえば、そういうような直接の責任者というものが会社の中において定められておる。しかしそのことを少なくとも認め、こういうシステムの製造過程の中で、これはわが社にとつては、こういうこと、でいくべきだということを決定するわけですから、それは、その場合に、どこが一体主たる責任者になるかということ、そして、これはあなたの説明を納得したとしても、それに同調した、同調したといひますか、認めました会社幹部というものは共犯になりますか、どういふことになりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) これ、まさしくこの一般の刑法の共犯例によるわけでございます。個々の排出者という場合、必ずしもこれは一人に限つたわけじゃございません。共犯関係が認められる限り、その共犯者全部がこの排出者としての刑事責任を負うわけでございます。これはやはりそれぞれの事案によつて異なつてくると思ひます。

○小林武君 共犯の関係というのはいへん複雑だといふことをちよつと聞きましたけれども、それは必ずしも一人のものがなるといふわけではないわけですね。その個々の問題について考えられる。私はこの両罰規定というものが世上で何か心配されておるような、この現場の人たちだけにしむるの来るような時代は、もうすでに日本の工業自体がそれに適当だと思ひないほど変わつてきてゐる、そういう認識を私は持つてもらいたいという気持ち、これは法律論ではありません。私どもは、きわめて現場に即したものの考え方としてお持ちにならなければならぬのではないかと、それがなければ、新聞にもそういうことが出ますし、それからまた各政党の中にそういうことのないようにという事案もあるわけですから、だから、その点についてお尋ねをしたわけです。

そこでもう一つ、毎度これは質問されたこととございまして、きょうは法制審議会ですか、審議会の中で「当該」といふことばについての問題が出ました。私は非常に不勉強でございますけれども、新聞でこれ記事を見たのですけれども、法務省原案というものは、危険のおそれあるという「おそれ」といふのがついておつたのですが、原案はそれで間違ひなかつたのですか。原案といひますか、法務省でつくつた案ですね、それを原案といひますか、法務省でつくつた案ですね、それを原案といひますか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは法務省が法律案

要綱として法制審議会に諮問されました、その当時の法律案要綱には、この「公衆の生命又は身体に危険を及ぼすおそれ」といふ文言がございまして、これは当初案でございます。

○小林武君 それでは、法制審議会といふのは何日に行なわれたわけですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 法律案要綱が法制審議会に諮問されましたのは十月の十七日でございます。

○小林武君 私ども社会党でありますといふと、野党でございますから、議員提案をいたします場合に、一つの手続があるわけですね。議員提案をいたしたいと思ふ場合には、とにかく要綱といふようなものをやはりつくります。これはしろうとながら要綱のようなものをつくつて、そして、それで本部会を開く、部会の中で検討をして、それで大体この要綱でよろうといふこと。そうしますといふと、政策審議会にそれを持ち込む。政策審議会が大体これが認められるといふことになりまして、今度はいよいよ法律をつくるという作業にとりかかつて、法制局その他の知恵を借りて、法律として体をなすようなものをつくるということになるわけですね。で、政策審議会が具体的な法律案が認められれば、あとは大体それで、これは党の一つの議員提案として出してよろしいということになるわけですが、与党の場合は、議員提案というより政府提案ばかりが多いように思ひます。が、あなたたちのいまの要綱は、法制審議会にかけたという。前に、私が聞いたのは、十三日に法務部会にかつた、自民党の。これはそういうことが事実あるわけですが、これは当然だと思ひます。各省で一つの案ができた。法務部会にかかる。法務部会にかつた何か法律案といふものは、総務会のあるを経なければならぬといふのですが、その法務部会は十三日というから、いまの日にちからいふと、まあ十三日というの、新聞に出ていたのですけれども、十七日だということなんです、その法務部会における際の、いま私の聞いている「おそれ」といふやつは、その

場合にはどういふあれがあったのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 法制審議会に法務大臣から諮問されましたのが十月十七日でございますが、これはこの法律案要綱として諮問があったわけでございます。ただいま御指摘の、自由民主党の法務部会というのは、ちよつと私が、ただいまははつきりいたしません、十月の中旬であつたと思うのでございますが、そのときには、ほかの案件とも、ほとんどの案件とも、一緒に法務省では公害罪法案というものを考へておるようだが、どういふ考へなのだというような考へ方を御聴取になつたと記憶いたしております、その当時はまだ要綱としてでき上がつていなかった段階でございます。

○小林武君 そうすると、まああれですが、政府と与党はこれは一体的になつてゐるということ、内部の事情はよく知りませんけれども、私がいままで関係した委員会等ですというと、大体われわれのようなその党の者でも、一つの法律案として出るまでの仕組みはわかつてゐるつもりです。そうすると、その「おそれ」といふのは、どこで消えてなくなつたのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 政府案の確定が十一月三十日でございます。政府案の確定後、特に「おそれ」といふものがなくなつて、この御審議を願つております「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」といふ文言になつたわけでございます。

○小林武君 ちよつと聞こえなかつたけれども、ただいまの「おそれ」がなくなつた、「おそれ」が削除された、結局原案から消えていつた時期というのは、何というか、どういふ打ち合わせとか、一つの法案の取りまとめの段階でやられたか、そのときの機関になるものは、どういふ機関でやるのかということを知りたいわけですが、

○政府委員(辻辰三郎君) 法務省で最終案が、法務省案がきまつたわけでございます。

○小林武君 その「おそれ」を取つたわけですか。

○政府委員(辻辰三郎君) さうでございます。○小林武君 それは法務省は、たとえば与党、その他与党のしかるべき機関にかけて、そうしてその機関の意見を入れて、そうしてやつたということになりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) 最終的に法務大臣の御決裁で法務省案が確定したわけでございます。

○小林武君 質問に答へておらないのです、あなた。私が言うのは、これは最終的には法務大臣の決裁けつでございます。しかしその間に当初は危険のおそれという「おそれ」を持つておつたものがなくなつたという、そういう結論を導き出してゐるのには、それは与党のしかるべき機関からの意見といふものもこれは当然出る、政府、与党は一体のものですからね。そういうものがあつたのかどうかということ、そしてその意見をいろいろ聴取して、その上について最終的に法務大臣が決裁をなさつたということは、これはよくわかる。だから、その間にそういう意見が与党側から述べられた、そういう機関から述べられたと、そのことによつて結論が出たと、そういうことになるのかどうか。

○政府委員(辻辰三郎君) この法制審議会の答申がございましてから、いろいろこの法案を提出する作業がございしますが、その途中、もちろんこれは与党の御意見も聞くわけでございますし、内閣法制局というほうにも意見を聞くわけでございます。いろいろ法案の通常の手続がございしますが、そういう過程におきまして、この「危険を及ぼすおそれのある状態」といふのは適用の範囲が広くなり過ぎるんじゃないかといふふうな危惧の聲があつたわけでございます。で、私どもはその点を反省をいたしておつたわけでございます。その時を同じくいたしまして、この公害関係のほかの十三法案でございまして、この公害関係のほかの備がされておつたわけでございます。で、私どもはこの法案の罰則——各行政法規の罰則もそうでございますが、その罰則の審議は私ども法務省の刑事局で関係各省の御相談を受けることになつて

おります。それと時を同じくしたわけでございますが、この大気汚染防止法の一部改正法案であるとか、あるいは水質汚濁法案のこの罰則をつけるという問題に際しまして、新たに大気と水質につきまして、基準をこえて排出したこのこと自体を今回は処罰をするということが政府の方針としてきまつたわけでございます。で、これは大気も水質もそれぞれ排出基準をこえて排出したこと、そのこと自体をもつて故意犯の場合には、懲役六月以下または罰金十万円以下、過失犯の場合には禁錮三月以下、罰金五万円以下という罰則が政府案としてはつけられることが確定したわけでございます。そういたしますと、この「危険を及ぼすおそれのある状態」といふのは、これは相当實際に公衆の生命、身体に危害が生ずる前の段階で処罰をするという考へ方からそういう案がでてきたわけでございますけれども、片や関係の行政法規のほうでそれよりもなお前の段階である排出自体、排出基準をこえた排出自体を直接処罰するという罰則が設けられることが確定したわけでございます。そして、そういうことであれば、この一部の広きにわたるんじゃないかという危惧する声もございまして、それならばこちらの直罰方式がとられるならばこれはあえて「危険を及ぼすおそれのある状態」といふものを刑罰法規として入れることは、これは必要性がきわめて乏しくなつたという判断に達したわけでございます。さういふわけです、この政府原案にございまして「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」といふ文言になつたわけでございます。この場合といへどもなお現実に被害が発生する前の段階をこえておることはこれは申し上げるまでもございませぬ。

○小林武君 ちよつと意外だと思ひましたことは、そういう「おそれ」といふものをとるべきだといふ意見に対して、あなたがいま反省をしたといふことがございしますけれども、私はこれはちよつとそういう場合に反省といふことはあるもののなかうか。それは、間違ひがあつて反省したといふようなことは、あるいは不勉強で反省

したとかいふようなことはこれはあつてしかるべきだと思ひますけれども、私はいまの公害の現状を見ますときに、そんな反省する必要は私はないと思うのです。しかし、あなたのお立場で、どこまでも自説をどうするとか、それからあるいは法務省の内部でも自説を固持していくためにはしなさいいけないといふようなこともそれはよくわかりますし、それからまた政党というものが、与党といふものがそういう場合にどういふ発言の力があるのかということも知つてゐる。それは政治をやつてゐるものですからみんなわかつてゐる。しかしながら、反省するといふ筋合いのものではないのじゃないかと私は思ふんです。それは何か事態があまり深刻でないときのことならばたいしたことはないけれども、ここまできたときに反省といふことは、ことばじりをつかまえるようですけれども私はちよつといただけない御発言だと思ふ。それで、これは「おそれ」をとつても、結局とらぬこととたいした変わりのないといふ答弁をいままでなさつてゐます。しかし、このことによつて有害物の排出をするといふことだけでは罪にならない、先ほど言つた一つの基準があつて、基準に接近しても、それがその数値に達しない場合においては、これを起訴したりすることはできないのだといふ御発言、ずいぶん再々やられたのです。そういうことになると、これはあれじゃないか、きのうも法律の専門家がざる法だと言つたことのはり批判はこういふところにもあると思ふのでありますが、こういう点についてはあれですか、つけたことを反省するだけで、将来に対して問題を残すのではないかと、公害を食い止めるという立場ではありませぬか、どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま申し上げましたように、この排出基準違反の排出を処罰することになりましたので、その関係におきましてこの「おそれ」が削除されたといひましたし何れも何れも支障はないと考えております。

○小林武君 何らですか。じゃその何らの理由は

どこですか。私は何ら心配ないということのあれは、その「おそれ」があった場合と、ない場合と、——これは何ですか、専門語で言えば何と言うのですか、そういうあれは。危険犯という中に入るわけですか、そういう「おそれ」のある場合は。これは抽象的危险犯ですか、逆ですか、具体的危険犯、どっちなんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) この政府原案にございます「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」というのは、これは危険犯でございます、具体的危険犯でございます。それから法務省の当初案にございました、「公衆の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある状態を生じさせた」というのも危険犯でございます。これまた私どもは具体的な危険犯というふうに理解をいたしております。

○小林武君 抽象的危险犯あるいは危険犯というのは、それはどういうものですか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは危険犯といいますが、一つの実害が発生していない場合、一つのある状態をつかまえて処罰の対象にする——危険発生の可能性がある、実害発生の可能性のあるという段階で、この処罰の対象にするのがこの危険犯でございます。で、この法案にございすように、「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」というのは、これは一つの公衆の生命、身体に傷害を与える可能性があるという状態でございます、その意味におきまして、具体的な危険犯と、こういうふうに申し上げておるわけでございす。これに反しまして、たとえば抽象的危险犯ということになりますと、一番わかりやすい例をいたしますと、たとえば道路交通法なんかにございすスピード違反でございます。スピード違反を処罰の対象にいたしておるわけでございますが、要するに、制限を越えてスピードを出して自動車を運転するということは、これはやはり人を傷つけるという可能性はきわめて強いわけでございす。具体的にどの人に対する傷害を与えるというんじやなしに、スピード違反そのものが、それ自体でこれがもう人の生命、身体に危険を及ぼすお

それがあるという意味で、スピード違反そのものを、もうこれは結局のところ人に対する危険なものであるという意味で、スピード違反なんかを、これはいわば抽象的危险犯という面からとらえることができると思うのでございす。

○小林武君 もともと危険犯とか危険犯かというのは、構成要件が、法益の侵害の結果を要求しないというところにあるとすれば、まあこれは何といひますか、実際上そこに問題が起こっていないというところだと思ふのでありますが、われわれのこ

とで言えば、しかしそのおそれがあるということになると、その二つの中に、具体的危険犯と抽象的危险犯というその二つは、「おそれ」をとったことによつて分かれたとしたら、どっちのほうか、公害を守るという立場からいへば有効であるか、ということになると、これはどうですか。大した違いがないということになりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) 御質問の意味をあるいは取り違えておるかもしれませんけれども……。

かましいことを言っているわけじゃありませんけれども、これはこういう問題ですから、あなたのほうでは法律的な立場で、専門的な立場でおっしゃるから言うんだけれども、その場合には、排出という具体的な問題をとらえた場合、この二つの立場は——とった、とらない二つの立場は、排出という事態を見た場合には、どういうことになりまうか。どうやった場合か、とった場合で、どうなった場合にはとらない場合か、そのことを言うのです。

○政府委員(辻辰三郎君) 御質問の意味をあるいは取り違えておるかもしれませんけれども……。

○小林武君 排出のしかたはあるでしょう。たとえば排出した——全然排出しないということはない。たとえば基準基準というものがございすから出るけれども、身体、健康に影響を及ぼすような基準というものがあつて、こういうのでしよう。その基準をこえないものは何でもないので、けれども、そうでしょう。何でもないとはいへないけれども、先ほど来一生、米を食べても大丈夫だという話もあつたけれども、こまめでは大丈夫だという基準があつて、基準をこすというといふことは、基準をこしたことになりますか。そうすると、どうですか、危険があるというの。

○政府委員(辻辰三郎君) さようでございす。距離が遠いと申し上げましたのは、そういうことでございす。

○小林武君 それを、そうしますと、これは私は、平生ものを言つたりするときには、そんなや

工場なら工場からあるわけでございますから、そういうたくさんの方々がそれぞれ排出しても、その排出の基準内であれば、これは絶対に大丈夫であるということを前提にして、非常に安全度を高く見まして個々の基準というものがつくられておるわけでございます。そして、今回は、その具体的な排出基準をこえて排出したということについても処罰するように、今度、法律の改正案が審議されておるわけでございます。そこでこの法案にいいいます、「公衆の生命又は身体に危険を生ぜしめる」というのは、この排出基準というものを、たいへんに安全度をみて、かつ多数のといいますが、多くの排出というものを前提にして定められておりますので、通常の場合、この排出基準をこえたということをもって直ちにこの法案にいいいます「公衆の生命又は身体に危険を生ぜしめる」ということはあり得ないというふうに考えておるわけでございます。

○小林武君 それじゃ、「おそれのある場合」というのは何ですか、「危険」というのは一体何をもって危険というわけですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 公衆の生命、身体に障害を与える可能性というわけでございます。

○小林武君 それは、「おそれ」といつたら、その前だと言うが、それはどういうことですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 公衆の生命、身体に危険を生ぜしめる、障害を与える可能性のある状態、可能な状態、この現出する可能性のある状態でございます。

○小林武君 これはいろいろ御意見承っておりますけれども、なかなか十分に納得したとは申されません、正直言って。しかし、それは私一人が納得しないとか、するとかいう問題で言っているわけではありませんが、だれもが議論すると、やはり公害のおそろしさというものは身にしみておりますから、これは国民全体の大きな問題として考えた場合、この法律が一体どのくらい有効適切に働くかというところは国民は注目しているわけですね。それからわれわれも、その法律ができる

いうことについて参加するわけですから、どういふ法律をうまく生み出さるかということについて責任の一端を持っているものとして、国民の立場から、よりよいものというつもりになります。という、どういふ御説明をいただいてもこの法律には幾多のやがて問題点がある。いまの点もそれが一つです。さる法であるとか、でくの坊であるとかいふ、そういう御意見もございましたが、それは単なる私は悪口ではないと思う。さる法でも置けばいいという、そういうなまぬるい状況にはないという、それをよくあらわした表現だと思ひますが、まずこれ以上やっても、大体もうあなただの質疑のあれは新しいものが出そうもありませんので……。

法務大臣に申し上げますが、この際どうでしょう、か、よりよいものを出すという事は、一つの政党がどうだとかこうだとかいふ問題じゃない。社会党がそういうことを要望したから社会党がどうだということでもない。日本の国民、日本の国の問題として考えた場合には、こちらでひとつどんと踏み切って、いろいろな意見を取り入れてこの法律案をもっとよいものにするとする御決意はございせんか。

○国務大臣(小林武治君) 私どもは、いまの段階においては、これでいくことがよろしい。しかし、これは公害についてもいろいろなこれから態様、新しい種類、また世間のこれに対する通念というものもだんだんまた変わってくる。こういうふうな思いから、この法律が私は十分なものと思ひないが、この段階においてはこれでまゐって、次の、将来において皆さんの意見をまた参考にして私は改善をしていくと、こういうふうな考え方をいたしております。

○小林武君 納得はいたしませんし、一番国会として取るべき手だてというのは、政府にしろ、与党にしろ、野党にしろ、最良のものをつくって国民に安心を与えるというその考え方は、私は絶対に変わりません。変わらなくても、私の質問はこれで終わります。

○山高しげり君 もうだいたいいろいろな問題が出つきたみたいでございますが、全くしろうとの立場から二、三お聞きしたいと思ひます。

一番初めに伺いたいのは、この法律案の名称でございますけれども、その中で、「人の健康に係る」と、この健康という字でございすけれども、先ほど来いろいろな御説明を聞いておりますと、それが生命と置きかえられてもいいような、あるいはそういうことばで表現をなさったときもあつたように思ひます。それから、その健康ということば、これは普通の人が解釈をいたしますのと、法律的に解釈をいたしますのと多少違うような感じもいたします。この場合は、むしろ「生命の危険にかかわる」と言うほうがよっぽど間違いないような気がしますけれども。御説明のことばの中にも、身体を障害するということばが御表現がたびたび出ておるようでございますけれども、「健康に係る」と、「健康」ということばをぜひ使わなければならないのか、なぜ「生命」と表現をしなければならないのか、その辺の御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案の題名の「人の健康に係る」という点でございすが、これは、公害対策基本法の第二条に公害の定義規定がございす。そういったしまして、「大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」ということで、公害対策基本法では、この公害を、人の健康にかかわるものと生活環境にかかわるものと二つに大別いたしておるわけでございす。今回の法案におきましては、公害のうちで生活環境にかかわる公害というほうは、この法案の適用対象にならないという意味を明らかにいたしますために、この公害対策基本法との関係、主としてこの関係におきまして、人の健康に係る公害犯罪という題名をつけた次第でございす。

○山高しげり君 結局、国民というものは、法律を知らない人のほうが多いのでございまして、い

ま御説明のように、公害対策基本法に、健康と生活環境と二つが含まれておるけれども、この際この法律においては、その前半の健康だけに限つたと、御説明よくわかりましたけれども、一般の国民が受け取るところでは、ごく常識的に健康ということばを受け取るだろうと思ひます。そういうことばをいふと、ずっと皆さま方の御質問にも出てまいりましたけれども、生活環境の公害から健康を害するということが幾らもございすので、その点でこれは公害対策基本法に問題があるのだと思ひますけれども、まあいまだここで公害罪法、いわゆる公害罪法ができるまで見ないか、と、これは国民は非常な関心をもつて見ておりますし、ある意味で相当期待も大きいように私は感じておりますけれども、その場合に、生活環境からくる公害は含まないと——片一方取つてしまつたときに残る健康ということばからまいります印象は、あらゆる健康が害される場合、こういうふううに受け取る人が多いと思ひます。

そこで、それでは次のところを伺ひたいのですが、こういう事例があるのでございすけれども、これはほんとうにあつた事例でございすけれども、東京で一人の主婦が長い間の地下鉄工事の騒音でこれは全く健康を害しております。そういう場合、この法律は該当しないのでございすね。そこを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案において処罰の対象となります行為の基本類型は、二条、三条にございすように、「工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生ぜしめた」ということばでございす。これを故意でやつたのが二条であり、過失の場合が三条でございまして、いまの御設例の地下鉄工事の騒音といひます場合には、この「人の健康を害する物質」を排出してはいないという意味におきまして、この法案の対象にはならないというふうな考えます。

○山高しげり君 私はしろうとですと最初に申し上げておりました、一般の国民の気持ちという

か、国民が持っている質問を代弁をしているつもりでございますけれども、こういう題目の法律を、題目だけを見たときには、その主婦が、私の健康を害した騒音もなぜこの法律で罰してくれないかと、こういうたいへん素朴な質問を持つてくるわけでございますけれども、そのときに、いまの御説明のように、その健康を害する物質を排出しないからと、まあいろいろな公害のものがございまして、なせ今度はこれだけにお限りになつたかと、そのところをしようとしてわかるようにおっしゃってください。

○政府委員(辻辰三郎君) 先ほど、この法案の対象はこの公害対策基本法にいう公害のうちで健康にかかわるものをまず取り上げまして、しかもそのうちで、この二条、三条の要件に該当するものがこの処罰の対象になるわけでございます。で、生活環境にかかわる公害というものについて、これを刑事罰の対象にするかどうかという問題なんでございますけれども、これはいろいろの態様がございまして、生活環境にかかわる公害というものは態様が千差万別でございます。これに対して刑事的な評価をするという場合に非常に違いがあり、態様に多様性があり、これを一つのまとめた処罰の対象として持つてくることは、実質的な必要性というものがあまりにいろいろな形がありまして、そういう意味で対象になりにくい。それから何と言いましても公害のうちで人の健康にかかわるものがやはり科罰的要素が非常に強いわけでございます。生活環境のものは直接刑事罰の対象とすることは、先ほど申しましたような点もございまして、もともと科罰の評価という点において人の健康にかかわるものよりもずっと少ないのが通例であろうという考えから、この法案におきましては人の健康にかかわる公害を対象とした次第でございます。

○山高しげり君 幾らお聞きしましたも、局長の言われます「人の健康に係る」というのは、あなたのおつむの中に、きちつとはまっておるものがあるようでございますね。しかし一般の人はそんなにきちつはしておりません。何でも自分の

健康を害されたら、それは害されたという意識、認識しておりますから、騒音でもってノイローゼになつた、それも健康にかかわるじゃないか、こういうわけでございますから。あるいはいままでのあなたのお話は、公害対策基本法の、「人の健康に係る」というそのワケだけでお取り扱いになるというのでございましょう。そうでございましょう。とすれば、どうしてもこの題目では、それは一般の人にはわかりませんですね。まあ何もこの法律に限らない。数限りなくある日本の法律が題目だけ見て一般の国民にわかるはずがないほど国民の意識とはかけ離れて立法というものは行なわれているような実感を私は持つております。今度の場合は、公害問題がやましましだけに、国民は非常にその解決を望んでいるだけに、自分たちの希望の解釈でこれに臨んでくる。そうすると、その結果は期待が大いだけにこれらの内容を見、またいろいろ御説明のことなどを聞けばたいへん落胆をするだろう。何だ、こんなものならないほうがいいのじゃないか、こういうような実感をどうも呼び起こしそうなものでございまして、先ほど来繰り返されていくことでございまして、先もお聞きをされているわけでございます。

そうすると、二と三以外に当てはまるものはない取り扱えないか。たいへんに千差万別でまとめにくい、それじゃあまとめやすいものだけをお取り上げになるのか、扱いやすいものだけをこの際お取り上げになるのか。そしてまだいろいろあるけれど、それはさっきの大臣のおことばにあったように、これからまただんだんやっていくのだと、こういう意味でございまして。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案の第一条に規定されておりますように、「この法律は、事業活動に伴つて人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰することにより、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まって人の健康に係る公害の防止に資することを目的とする」ということと、この公害防止に関する他の行政法規というもののこの存在といひますか、存在と

それとの調和というものを前提にしてこの法案ができておる仕組みでございます。

そこで、そのいままでも御指摘のよろもろの公害というものにつきましては、行政法令のほうで規制をし、またその必要な場合には、規制違反に対して罰則をつけておるということで、この公害の防止をはかつておるわけでございます。この法案におきましては、他の公害の防止に関する法令で、大気や、まあ最近までの水の関係の法律でも工場または事業場における排出というものをやはり規制の一つの基本類型といたしておることもございまして、それとの関連もございまして、またこういう形の健康にかかわる公害に関する不測の侵害的な行為、これをこの法案の処罰の対象といたした次第でございまして、もろもろの他に公害防止関係の行政法令があるわけでございます。

騒音につきましても騒音規制法の改正案が今回の国会に提案されておるわけでございます。

○山高しげり君 まあ御答弁の最後のところでや私が求めていたものに触れた感じがございまして、先ほど小林委員もおっしゃつたのですが、こういうふうとも御質問をしたり、意見を申し上げるというところは——やっぱりこういう場で、国民の法律がで上がる過程において私どもは私どもなりの知恵を出し合うというか、受け取る側に立つて意見を申し上げるということ、小林議員がおっしゃつたことは、私はそのまま賛成なんでございます。私は先ほど騒音でノイローゼになつた主婦の実例を申し上げたのですが、そういう場合に、その方はこういう方法が開かれますと、ただいまその騒音規制法の改正に云々というところ初めて具体的に御触れになつたんですけれど——もう一般論はさきから聞き飽きるほど聞いておりますので、それはよくわかつておるのですが——正直申し上げてこれは局長に限らないと思ひますけれども、国民の気持ちはやはり法理論というもののはたいへん冷たいというふうに受け取るもので、それから、そうして、多少とも公害に関係をしている者はなおさらその点で自分の受けている公害に

対してはどういう対策が講じられているのかと、いままではその道がなかったけれど、新しい法律によつてどこまでそういうことが解決されるのかと、そういうことを知りましたが、私にはその気持ちを代弁してお聞きをしたので、一般論はもうけっこうでございます。

いま初めてその騒音規制法の改正云々ということをお聞きしたので、それではついでに伺ひますけれど、いまのような主婦の気持などは、地下鉄工事からまいりますような、これは生活環境に關した公害だと思ひますが、それは今度の騒音規制法の改正で何とかなるんでございまして、それともこういうことはいまここでお聞きすることは筋違いでございまして。

○政府委員(辻辰三郎君) 騒音規制法につきましては、一つの都道府県知事がこの騒音を発生する特定の工場等につきまして騒音についての施設の改善命令その他のことができるようになっております。この改善命令に違反した者についてこの罰則をかけるという仕組みになつておるわけでございますが、ただいま御指摘の案件そのものが今回の騒音規制法の改正でどういふふうに変つたかというところにつきましては、ちょっと、よその省の法案でございましてので即答いたしかねますが、必要ならばすぐ調べさせていただきますと思ひます。

○山高しげり君 またそれは別に教えていただけてついででございますけれども、私はこの一例をただ国民の一人の声として、しかもわりあいにこういう考えの人が一般の人たちに多いものですか、そういううなまの声をあんまりお聞きになる機会が多いうつしやらないように感じたものですから、まああえて申し上げたわけでございますけれども、もう一つ伺ひたいと思ひます。

この犯罪に対する罪が、私は少し輕過ぎるんじゃないかという感じを持っております。外国の事例等も参考にいただいたのでございましてけれども、こういうふうにおきめになりました何か根拠と申しますか、それを一応伺ひたい。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案の二条、三条に定められております刑罰の限度と申しますか、法定刑につきましては、現行の刑法典との関係から慎重に考慮した結果でございます。

で、まずこの第二条の一項につきましては、「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役」という点がございしますが、この「三年以下」といいますのは、同種の犯罪と申しますか、相似た犯罪が、たとえば刑法の百八条のガス、漏出罪というのがございします。これは、ガス、電気または蒸気を漏出云々して、人の生命、身体、財産に危険を生じさせた者、というのが三年以下の懲役ということになっておるわけでございします。まず二条一項につきましては、刑法のガス漏出罪との関係において三年以下の懲役というものを規定したわけでございします。これから、この二条の二項の七年以下の懲役という点でございしますけれども、これは二条一項のいわゆる結果的加重犯と申すものであります。これは刑法の傷害罪、これが二百四条にございしますが、二百四条の傷害罪は、十年以下の懲役ということになっておるわけでございしますが、この傷害というものは非常に悪質な、傷害の意思を持って人を傷害するといふものもあれば、傷害の意思はないけれども、人に暴行を加えて、その結果、人が傷害したというふうなものもございまして、非常に幅広い類型を持つておるわけでございしますが、それを最高十年以下ということで、非常に幅広い法定刑を定めおるわけでございします。その刑法の二百四条を前提にいたしまして、この二条の有害物質を排出して人を傷害せしめたという場合は、その刑法の傷害罪との関係で七年以下の懲役というのが大体至当ではなからうかというふうに考えたわけでございします。それから、三番の過失犯でございしますが、これは同じような業務上の必要な注意を怠って人に傷害を与えたり、人を死なしたりした場合には、刑法の二百一条でございしますが、業務上の過失致死傷罪ということで、これにつきましては五年以下の懲役もしくは禁錮ということになって

おるわけでございまして、これが三条の二項のほうに当たるわけでございします。三条の二項はこの刑法の二百一条との関係でこういう法定刑を出してまいったわけでございします。三条の一項のほうは、第二条の故意犯との関係で、故意の場合よりも過失のほうが軽いのがこれは当然といえるわけでございします。この二年以下の懲役ということの法定刑を持つてきたわけでございします。

それからこの罰金刑につきましては、これは実際の運用をいたしまして、先ほど来御議論がございましたように、四条の両罰規定ということで会社法が——法人でございしますが、処罰される場合が大きいと考えられるわけでございします。そういったと、公害犯罪等の特殊性ということも考えまして、相当現行の刑法法規の体系のうちでは高い罰金刑をやはり定めておく必要があるというところで、この現行の刑法法規のうちで定額として高い罰金を定めておりますのが五百万円でございます。その五百万円というものをこの二条、三条のうちで最も態様の重いのと思われまして二条の二項につきまして五百万円という罰金を規定いたしました。それとの関係で二条の一項、三条の一項及び二項というそれぞれの罪質との関係で、この五百万円を基準にして、それぞれ三百万円あるいは二百万円という法定刑を規定した次第でございします。

○山高しげり君 御説明は一応わかるのでありますけれども、しろうとの私がどうも軽いように感じると申し上げても何の基準もないみたいでございしますけれども、それでは少し感情的ではないかとおっしゃられてもしかたがないと思ひますけれども、この法案につきまして先ほど来大臣からもしばしば御意見が出ておまして、相当欠陥があつても、とにかく拙速をあえてしたほうが公害問題の解決にはいいというふうな意味の御意見がたびたび出ておりました。まあそれは公害防止という目的に対してと、こうおっしゃっておるのです。が、防止ということとこういう法案が出てまいるとすれば、やはり刑に処したり、罰金を取ったり

するのが目的ではないんでしようから。たまたま、その犯罪を構成した場合にこうなるぞと、こういうこわいことがあるのだから、なるたけその罪を犯さないようにしなさいというふうな意味を、こういう効力を持つのかと、まあ私は常識的に考えるもんですから。そういう場合には、少し罪は重いほうがいいんじゃないかと、ことに世間で、やっぱりこういうものを見て、すでに言っておりますけれども、懲役刑よりも、懲役よりも、あるいは禁錮よりも、その法人にかかる罰金でございします。この罰金がどうも少し軽いように思うわけでございしますけれども、外国のはあまりよくわかりませんが、懲役の場合でも相当、西ドイツなんかは刑は重いように私どももやっぱり感じます。で、それを、外国のことはいいかがでございしようか。日本のことをおきめになる場合に、ここに参考事例をお出しになったのですから、その参考事例についても御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま御指摘のドイツの場合でございしますけれども、実は、ドイツとオーストリアは刑法の草案でございまして、まだ現行法にはなっていないわけでございします。まあ、それはそれといたしまして、ドイツの場合なんかは、やはりその構成要件といひますが、犯罪になる規定の仕方がやはり違うわけなんです。ございします。この本法案の場合と犯罪の構成要件がやはり違うという点が、まあ何よりの法定刑が違ってくる理由であらうと考えております。

○山高しげり君 それでは最後に、大臣にお聞きするといひか、お願いと申しましようか、ただいま申しましたように、同じ罰でも法人にかかる罰金が安過ぎるというのは私個人の意見でございまして、比較的多くの国民がそういう意見を漏らしておりますことは、企業がいままでもほかのことで幾らも例があるみたいでございしますが、これくらゐの罰金で済めばという考え方がどうもあるように国民の側は受け取っております。で、そういうことにつきまして、先ほど大臣が公害は犯罪

であると、これを今度の立法の出発点にしたいと、そうして企業にも国民にも大臣は反省を求め、自肅をうながしたいようにおっしゃったんですが、そのことは結局公害の被害者に安心感をもたらしたいからだ、こうおっしゃったと聞き取っておりますけれども、そうして、まずたとえ拙速であろうとも、欠陥が多少あるということを認めようとも、この際まず国民の意識を変えたいと、こういうふうにおっしゃられましたけれども、国民はまた国民でいろんな国民がおりますけれども、企業体を構成してらっしゃる方も結局、国民ではいらつしやらないと思ひますが、その大衆が考えておりますことはいまのようでございまして、せっかくおつくりくださるならば、中身についても自分たちが満足するようならば、中身についても内容にかかわらず、この法の現実は、あまりにも内容において国民の期待を裏切る、そうして企業側は罰金で逃げるんじゃないかという、その危惧というものが、なかなか私はぬぐい去れないように思ひますけれども、その点につきまして、一言でけっこうでございますから、大臣から。

○国務大臣(小林武治君) これは先ほどからのお話、たいへん私もごもっともと思ひます。今度の公害罪法の対象になる公害というものは非常に限定されている。いまお話のように騒音なども入れたらいいじゃないか、現に被害者が出ています。こういう話もごもっともなことでありまして、そういうふうな公害の種類が非常に限定されていることもこれは不十分なことの一つじゃないか、これはいろいろ検討いたしました、いまはここにいろいろのいろいろな面で困難だということ、これを後日に譲つておきたいとございします。したがって、将来公害の種類等についても追加するとか、あるいは直すとかいろいろな問題があり得るわけでありますから、その点ひとつ御了承願ひたいのであります。

なお、罰金の問題であります、実は罰金がいりる低いとか何とか話がありますが、これはただ刑事上の罰金だけでありまして、もしこれに

よって起訴になり有罪になったとすれば、民事上の賠償責任が相当大きいものに相なってくるのでありまして、そういう面において、私は、他に補てんされると思しうか、これは必ず民事に關係してやる。しかもこれは刑事事件として、もし処罰されるならばすぐに民事に移行する。こういうことも考へて、いまある罰金のうちの一番高いものを持つてきたということでありまして、これだけでこりこりになるという意味ではないということもあわせて申し上げておきたいと思ひます。いづれにいたしましても、いま申すように私は欠陥とは申しませんが、まだ不十分な点があり、これから考へていかなければならぬということは私も認めてゐるところであります。

質が排出され、その結果として出てきている状態であろうと思ひるのでございます。そういうふうな理解いたしますと、先ほど大臣の御答弁がございましたように、この法案の対象にはならないというところに相なるうと思ひます。

○松澤兼人君 いろいろと原論的な質疑がありまして、多少の進歩を見たという気がいたしますが、具体的な問題一、二をあげてこの公害罪法というものの適用が可能であるかどうか、またそれに伴う処罰というものが、はたして急速にできるものかどうかという点お伺いしたいと思ひます。いづれか、一つの工場では、別段人の健康あるいは生命、身体というもののに対する障害はないかもしれないけれども、複合的に起つた場合、あるいは相乗的に起つた場合、はたしてこの公害罪法で処分ができるのかどうかということでありまして、先ほどお話を聞いておきますと、多少の進歩があつたように思ひますけれども、まだ十分に納得することができないのであります。

○松澤兼人君 先ほど共同犯というように話が話題にのぼりましたけれども、四日市にいたしましても、川崎にいたしましても、別段企業側が公害を起すために——謀議したということですが、一つ一つは基準を守っているわけでありまして、それは他の原因、たとえば、空中における媒体物とか、あるいは逆転層とかといったようなことで顯著に人間の生命、あるいは身体に対する障害を与えるということもありませんから、もちろんその中で、たとえば一〇〇%有害物質を出したといつても、他の工場は別に共同謀議をして出しているわけではないのですから、ですから、一つの工場が出したからといって、他の工場も罰せられるという性格のものではないと思ひます。かつまた一つ一つが基準を守っている場合に、全体としていわゆる複合公害といひますか、あるいは公害の相乗作用といひますか、そういうことのために住民が健康を害するということとは、だれの責任だということとはできないと思ひます。もちろん先ほど、本来からこの法案は、そういう複合的な公害は対象としないと言つてゐるあなたがたですから、そういう場合は対象としてつかめないということでありまして、これははっきりしていただきたいと思います。

事例をあげてお伺いいたしますが、たとえば四日市における四日市ぜんそくとか、あるいはまた川崎方面における気管支ぜんそくというものは、はたしてこの法律によつてとらえられるのかどうかという簡単な質問でございますけれども、まずこれからお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(辻辰三郎君) いまの四日市でありますとか川崎におきます一つの大気汚染と思ひます。これは事業場からそれぞれ他とは無關係に有害物質が排出され、その結果として、かきに本法案にいう危険が生じて、それはこの刑法の共犯例に当たらない限りは処罰の対象にならないということでございます。

○松澤兼人君 これは確かに明確で、その点私たちが公害罪法案というものをここで審議しても、その審議あるいは論議というものが全くむなしなものだということを感じます。多少とも四日市ぜんそくに対する何らの救済にならない。あるいは川崎、あるいは市原における同じようなケースに對して公害罪法というものは何の救済にもならない。全くこれは公害国会といひましたけれども、それらの人々に対して会社のいふゆる不法行為によつて起つたのだれしも考へてゐることが、救済にも何にもならないということは、まことに残念なことですが、法律の体系なり、あるいは理念の上からいってそれはやむを得ないことであるといふふうにお考へでしうか。

○政府委員(辻辰三郎君) いわゆる複合公害でございますが、これにつきましては、この公害対策基本法に基づきます行政法規及びそれに基づく行政規制という、やはり行政措置で、公害の防止がはからなければならないと思ひます。政規として、それぞれの関係行政のもとにおいて被害者の救済がはかられていくべき問題でございます。この法案に言ひます、この法案を對象としたしますような行為、刑事罰の對象とするのは——このいわゆる複合公害、てんでんばらばらに無關係に多くの工場、事業場から有害物質を出すというこにつきましまして、これは一つの危険状態を発生せしめるにつきます。おのおのそれに及ぼした役割りとして申しますと、寄与の度合いは千差万別でございます。そういうものを一律に刑事罰の對象にしていくということは、これは妥当でないといふ意味におきまして、この法案の對象としては、てんでんばらばらのいわゆる複合公害は対象にならない。また、するのが妥当でないといふふうに考へておる次第でございます。

○松澤兼人君 これ四日市や川崎における気管支ぜんそくというものは、これはもう犯罪であるいは処罰の対象にならないといふことがはつきりわかりました。それで、安中では、安中における東邦亜鉛のカドミウムによつて、人間の生命にも、非常に重大な障害がある。土壌も、あるいはまた農作物も汚染されている。これはもう原因

結果といふことは、これは疫学的あるいはケミカルな証明によらなければなりませんけれども、しかし學者の中には、確かに關係があると言つておる人もある。——そういう狭い地域で、そして有害物質を排出する企業が単一である、こういうところをつかめない。

○政府委員(辻辰三郎君) いま安中のケースを御指摘になつたわけでございますが、なお具体的なケースにつきましては、現にたしか鉱山保安法で起訴いたしております。この法案との關係におきましてこの安中のケースというものを具体的に申し上げることは差し控えるべきであらうと思ひますけれども、あつたやうなケースにつきましては、これは人の健康を害する物質を排出して、公衆の生命または身体に危険を生ぜしめたということが立証できれば、これはこの法案の對象にならうかと思ひます。

○松澤兼人君 鉱業法なりあるいは鉱山保安法なりが働き出している、そういう場合に、この公害罪法というものが成立したとしても、現場の捜査あるいは検索、そういうことは、こちらがあつたから出ていって、向こうが先に手をつけたということもあるでしうけれども、まさか重複して処罰の對象になるというようなことはないでしうか。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案にいう犯罪が成立いたします場合に、他の法令の違反も同時にあるという場合は、これはさういふ考えられると思ひます。そういう場合には、やはり刑法の一般原則によりまして、この法案の犯罪と一所為数犯といひますか、一つの行為で数個の罪名に触れる場合という場合もございましょうし、また別の、この法案の犯罪とそれから他の法律による犯罪とが別々に成立するといふ場合もあると思ひます。これは具体的な事例によつて異なつてくると思ひます。

○松澤兼人君 そうしますと、二つの法律が同時にというのか、あと先はあつても、この法案の違反というものであれば、一方では別の法律が追及していても、重ねて問題にすることはできる、こう

いうことになりすか。

○政府委員(辻辰三郎君) 犯罪構成要件と申しますか、それぞれの法律で犯罪の構成要件がきまつておるわけでございます。この法案であれば、この二条、三条にいう構成要件に該当すれば、犯罪になるわけでございすし、さらに他の行政法規のほうでいわれる基準以上の排出を処罰するということになつておるといふ場合に、その基準以上の排出をしたとすれば、この基準以上に排出したという点については、その関係の行政法規の罰則に触れましようし、そうして、さらにこの法案にいうような犯罪も成立しておるといふ場合であれば、この法案にいう犯罪も成立すると、こういう関係になるうと思ひます。

○松澤兼人君 そこで問題は、一時に大量に出すということは、これはまあ間違ひか、あるいは過失かという以外にはちよつと考えられない。だけれどもこれは企業の利潤を追及するというけれども、しかし、人命をそこねてもいいというほど大量に有害物質を出すというとはほとんどなからうと思ふ。神岡鉱山とイタイイタイ病の関係も、これは長年にわたつて蓄積されたものであるといふに言われております。新たに大量のカドミウムが流されたといふふうには聞いておらない。

そうしますと、やはり少量であつて、しかも、基準内の排出であるといふことでも、継続して長年にわたつて排出されているといふことになれば、基準を守つても、やはり人体に障害があるといふ可能性が起こつてくると思ふのですけれども、そういうものはこの法案の対象になりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) もとより、この法案の対象となります排出行為は、この法案が法律になりまして、法律として施行された日以後の排出行為について適用があることは申すまでもございせんけれども、この排出の態様は、蓄積性の一つの有害物質の排出といふことになりました場合に、それは相当期間の、つまり排出によつて一つの、この法案にいう「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」といふことに該当するならば、この法

案の対象になるわけでございす。

この場合にも、基準内でもというおことばがございましたけれども、そういう蓄積性のものにつきましては、やはり将来の問題でございまいしょうが、蓄積の状況によつて、またそれに応じた排出基準というものが定まつてくるものであらうと私は考へております。

○松澤兼人君 それは、他の法律によつて蓄積性の物質の排出、あるいはまた有害物質というものが相当程度人体に危険があるといふことが新しく科学的に証明でもされた場合には、基準を上げるというか、一定の基準以上の、いままでよりきびしくということはある得ると思ひますが、しかし科学的な証明あるいは技術的な確認というものが同じような場合でも、相当長期にわたつて人体あるいは土壌に蓄積されるということによつて、人間の身体生命というものに影響があることは必然である。それでもこの法律によつては、ただ蓄積がある、土壌が汚染されたという程度ではつかむことはできないといふことですか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは、具体的なケースとの関連もあらうと思ふのでございすけれども、私も設例として申し上げております魚の汚染といふような例をとりました場合に、その魚を付近の人が通常の頻度で食べていくならば、いずれは自分のからだに汚染されるというやうな場合、この魚の汚染度と、それから食べる頻度、こういうものを具体的に状況のもとにおいて考へてまいりまして、この法案にいう「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」かどうかといふことが、認定されるものと考へておるわけでございす。で、そういうことでまいりますと、ただ土壌が汚染されたからこの法案の対象になるかどうかといふことは、まずないのではなからうか。これはあくまで具体的な事案との関係ではございすけれども、さうに考へておるわけでございす。

○松澤兼人君 安中では、指が曲がつたり、というやうな人がいるそうでありすけれども、これは健康の障害、あるいは身体に障害といふことも

ある、そういう身体的な障害が発生している。しかも、それは狭い地域に。常識的に言えば、それは東邦亜鉛の有害物質の排出ということに結びつかざるを得ない。そういう身体、指の故障が起きているというこの事実があつても、まだこの法律の適用といふことはむづかしいといふことですか。

○政府委員(辻辰三郎君) ちよつとあるいは御質問の趣旨を私が理解してないかも知れませんが、この法案におきます二条、三条の結果的加重犯でございすが、これは一つの、指が曲がつておる曲がつたといふことが障害に当たると思ふのでございす。で、こういう状態が二条の一項あるいは三条の一項の、こういう状態から出ておるといふことがまず問題であらうと思ひますが、それがまず一項の状態から二項にいう、こういう障害が出た、そして一項にいう「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」といふ状態が工場、事業場に

おける有害物質の排出からきておるといふ、これがずつと因果関係がつかないでまいておる、こういうことが立証されれば、これはこの法案の対象になるといふことであらうと思ひます。

○松澤兼人君 立証されればといふことですけれども、法律を發動させるといふことは、立証がなければできないことなす。

○政府委員(辻辰三郎君) もちろん立証と申しますのは、捜査権を發動して証拠を集めるわけでございす。で、この法案の犯罪の規定が動き出し運用されます場合には、この捜査の端緒といたしましては、いろいろな事態が考えられると思ふのでございす。ある地域の魚が汚染されておる、浮き上がったといふやうなことから、一応の捜査の端緒を得て、犯罪が成立するかどうか、そういうことこの証拠を集めるというのは当然でございす。

○松澤兼人君 魚——魚とおっしゃるのですが、たとえば多摩川でもどこでもよろしい。どこかの工場が故意あるいは過失によつて大量の有害物質を流した、そのために魚が死んだ。しかしそれは食べていけないと、こう言われるから食べません

けれども、中に食べる人がある。あなたは頻度といふことを言われる。頻度といふことが条件の一つであると、ちよつとさういふ。食べていけないものをたまたま、もし沿岸の人が食べたとして、腹痛を起す、あるいはまた下痢をやるといふやうなことは、全然これとは関係ないですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 私が例としてあげました頻度といふことは、一つの有害物質が蓄積性のものであることを前提とした例でございす。さらに、即効性の有害物質というものの、シアンならシアンといふやうなものが川に流れ込んだと、それがしかもその川から上水道に流れ込むといふやうな事態がかりにあるといふと、それはもう危険な状態といふものが生じておるといふ場合も考えられると思ひます。

○松澤兼人君 そうすると、その場合は、魚が浮き上がったといふことと何も関係ない。だれがそれを証明するんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) それは具体的な案件の捜査の端緒の問題でございす。その辺の住民がそういうことを探知される場合もございまいしょう。あるいは関係の行政機関が行政上の監督権限でわかる場合もございまいしょうし、これは千差万別の事象によつて捜査の端緒がつかまれるものと考えております。

○松澤兼人君 そうすると、場合によつては、普通の方法で、あるいは普通の慣習によつて、普通の頻度で魚を食べるというのでなくとも、たまたま浮き上がった魚を食べるというやうなことは、やはりこの法律の適用になるわけなすか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは公衆の生命または身体に危険を生じたときに犯罪は成立するわけでございす。何も魚を食べる必要はないわけでございす。これは人の健康を害する物質との関係におきまして、この具体的な事情によつてそれぞれ公衆の生命、または身体に危険が生じたかどうかといふことは、科学的な一つの知識を基礎にして認定されるべき問題であらうと考へておるわけでございす。

○松澤兼人君 そうしますと、そういうたとえは、多摩川にしても、どこかの河川に、何かの事情でたくさんシアンが流されたというような場合には、別に普通の方法によって、普通の頻度において魚を食べる食べないということは、条件にはならないということですね。

○政府委員(辻辰三郎君) そういうことは、魚を食べるといふことは要件ではもちろんございませぬ。

○松澤兼人君 一度に大量の水銀が流されたとかいうようなことは、ほとんど例外だと思ひますけれども、しかし、除々にはそういうことがあるかもしれない。除々の場合には今度証明が非常に困難です、魚が死んだことが、そういう除々に流されたシアンのためかどうかというのを証明することは非常に困難です。だから魚が死んだからといって、直ちにどこかの工場をつかまえてこの対象にする、捜査権を発動してから捜査をする、そしてどの工場かということをつきとめるのか。これはこういう法律がなかったって、警察あるいはまた検察というものは、すぐにこれはというものをねらって、やっていくんじゃないですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 一つの、人が現実に死んだとか、あるいは病気になるかというような場合におきましては、現行刑法の業務上過失致死罪なら業務上過失致死罪というように嫌疑で捜査が開始されることはもちろんあり得るわけでございます。この法案は、その結果の発生する前の段階、危険な段階で犯罪が成立するといつておるわけでございます。この危険な状態というものをいろいろな資料から確知いたしますならば、それを端緒にして捜査活動が行なわれるということでございます。

○松澤兼人君 シアンを流して、それで魚が死んだ状態というのは、一つの犯罪行為というものがあつたということでしょう。シアンを流すかどうかということは、これは予知できないことです。それから、それは事前だの事後だのということじゃないでしよう。流したということが当然この法律

か、あるいは他の法律によって処罰の対象になる。この法律があつたてなくつたて同じことじゃないですか。

○政府委員(辻辰三郎君) これはこういう危険な状態が発生したということを認知して、だれがどういう原因でこういう状態になったのかというところを捜査して調べてまいらなければならない。これは「だれがこの法律によって」と呼ぶ者あり。この法律ならば、この危険な状態が生じた、生じているらしいというふうな捜査機関が認めますならば、それからこれはこういう状態はだれがどういう原因で作つたのかということ調べていって、この犯罪が成立するかどうかということを確定してまいるわけでございます。

○松澤兼人君 この法律によらないでも現にそういうことが行なわれているでしょう。捜査されているし、調査されているでしょう。特にこの法律ができたからといって何かプラスになることはあるのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 先ほど来申し上げておりますように、この法律ができませんと、実害が発生しなくても犯罪になるわけでございます。したがつてこういう状態が生じた、こういうふうな疑いが出てくればその段階から捜査ができるわけでございます。現行法のもとにおきましては、実害が——人の負傷であるとか、病氣であるとか、死亡であるとか、そういう実害が出ないと捜査というものが開始されないというわけでございます。

○松澤兼人君 一晩のうちにシアンが流されたというふうなことは、事前も事後もないじゃないですか。それに対して予防的な効果というものはこの法律でできますか。

○政府委員(辻辰三郎君) シアンを排出してこの法律の対象になるというところでありますから、そういう場合にはシアンを取り扱いが十分注意されてくることになるかと思ひます。そういう意味の予防的な効果というものは非常に大きいものがあるかと存じます。

○松澤兼人君 それはほかの法律でできるじゃないですか。あるいは他の法律によって処罰の対象になる。この法律があつたてなくつたて同じことじゃないですか。

いですが。警告的な意味ということから考えてみましても、この法律があつたて別に警告的な意味はない、事前予防的な意味というものは、この法律ができてでもできなくても同じことです。そういうことをしたらこういうふうな罰金になります、懲役になりますというところはこれは法律の中でうたつていなければならない、やらない人は何も関係ない。一晩のうちにシアンを流した人は、これはほかの法律がつかまえる。事前の警告も事前の予防も何にも関係ない。それでも何かプラスになることがあるんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは具体的事実との関係があるわけございまして、シアンを流したといひましても、その量がどのくらいかという問題もございします。かりに一晩のうちに相当多量のシアンを過失によってうっかり流した。その結果、川の水がきわめて危険なものになった。しかも、その川の水から付近の人が上水道を取つていふというふうなことになるならば、その流したということによつてこの法案にいう少なくとも三条の犯罪が成立する場合があるかと思ひます。現実には人が飲んでいなくても、それがいづれ上水道のほうに入つてくるという状況でございしましたら、それ自体が犯罪になるわけでございます。そういう意味で、この法律の意味は非常に大きいものがあるかと思ひます。

○松澤兼人君 この法律はまだできていない。できていないけれども、シアンを流したとか、あるいは水銀中毒が起つたとかいう事例はもうすでに出ていふ。それで捜査によつて追及されて、処罰される者は処罰されている。この法律ができて、それで何か事前の警戒とか、事前の予防とかいうことにプラスになるかならないか。これは刑罰からいひても、こういう刑罰がありますよと、ほかの法規にも刑罰があるからその上にこれがプラスになりますよという、そういう警告的な意味はあるかもしれせん。しかしこの法律がないときでもやっぱりそういう犯罪行為というものは追及されているでしよう。この法律ができて、それでプラスに

なるのかならないのかということを書いていふんです。

○政府委員(辻辰三郎君) このシアンならシアンを流したという場合に、少量の場合にはあるいは行政法規の違反ということも、それはあり得るかと思ひます。ところがこの法案は、シアンを人の、公衆の生命または身体に危険を生ぜしめる程度に流したと、故意または過失によつて流したということになれば、刑事犯として、単なる行政犯というのじゃないに、相当重い罰則をもつてこれを処罰するということになるわけでございます。これはこの危険な状態が生じた段階で、そういう重い刑事犯としての犯罪が成立するということを書いておるのでございまして、具体的には人の死傷という結果が出なくても犯罪になり、また、かりに結果が出れば、この二条、三条のおの二項によりまして刑罰が加重されるという、重い処罰がされるということなんでしょう。

○松澤兼人君 どうも事前の予防とか、公害の防止とかいうことに全然関係がないような気がするがね。ただ処罰が加重されるというこのおどかし、あるいは威嚇、警告、そういう意味があるかもしれないけれども、なくつたって、ほかの法規でちゃんと追及されているから、特に何かこうメリットがあるかと思ひます。そういうけれども、別段メリットがないんじゃないですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 先ほど来申し上げておりますように、この法案に規定されておる犯罪は、刑事犯として、しかも具体的結果が、人身に対する結果が発生する前の段階で処罰の対象にするという、このことによりまして公害の防止に資するといふことなんでしょう。捜査活動一つにいたしましても、具体的死傷の結果が出ていなくても捜査機関は犯罪の捜査をいたしまして、この法案に定めておる罪の嫌疑というものをどんどん調べていくということもできるわけでございます。この点がこの法律の一つの大きな意味であるかと考えておるわけでございます。

○松澤兼人君 先ほどの安中におけるカドミウム

の問題でも、指が曲がっている人があるという、これは来年の七月一日から実施になります、そのときに、指の曲がっている人がカドミウムに起因するものである、これは危険な状態であるということである、この法律の対象にすることができず、その勇氣がありますか、やる気があるんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 先ほど申しましたように、この法案が法律になります、法律として施行されました場合に、その対象となります行為は、法律施行後の排出行為に起因する危険な状態の発生という事態が処罰の対象になるわけでございします。その場合に、安中という具体的な例は別にいたしまして、この法案に定める犯罪の構成要件を充足しておるといふ嫌疑がある限り、当然捜査機関は犯罪の捜査に当たることになるのは当然であろうと思っております。

○松澤兼人君 じゃ、遡及してそういうことはないと、たとえば七月一日以後に指が曲がったと、患者はあるいはカドミウムの中毒かもしれないと、こういうふうな訴えたと。そうすると、指が曲がるまでは相当の年月が必要であるから、七月の十五日にそういうことを言ってきたも取り上げない。もっと前からだろうと。つまり法律施行の以前からそういう症状が起こったのであろうということになれば、これは対象にならない、こういうことですか。

○政府委員(辻辰三郎君) これはこの法律施行後の排出行為に基づくものが対象になると考えております。

○松澤兼人君 幾ら言ったってわからぬけれども、やっぱりそうすると、七月二十日にカドミウムを排出したと、そうしたら七月の二十五日に指が痛くなったという人があったとしたら、この法律の対象になるのですか。そこで蓄積という問題をあなた方持ち出してくるでしょう。

○政府委員(辻辰三郎君) 理屈としては、七月の十五日の排出で七月二十日に指が曲がるかどうか、具体的にそういうことがあるかどうかわかりませんけれども、理屈としては七月十五日の排出行為の結果危険な状態が発生し、その結果、指が曲がったという因果関係が立証されれば本法案に定める犯罪は成立するということになります。

○松澤兼人君 立証されればというんですけれども、法律が発動してそれからあとに立証されるんですか。あるいは発動する前に立証するんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 法律が施行されました効力が発生いたしますならば、この法案に定める二条、三条の犯罪というものができるわけでございします。そういったしますならば、この犯罪の嫌疑があるものにつきましたは捜査機関は当然捜査をするということでございます。

○松澤兼人君 いま安中のことを言いましたけれども、安中ばかりじゃないんです。全国にそういう問題になる公害というものがあつたとして、七月、八月、九月というところ、全国において危険な状態があるというところで捜査権を発動することはできますか。それは理屈からいえば当然しなきゃならぬということになりますけれども、まだ受け入れという、検査の関係も十分でない、それがいつになったら受け入れが完成して、いつからならば仕事が始まりますという、そのめどを示してもらわなければ何にもならない。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案がかりに法律となりまして、明年の七月一日から施行されるといふことになりましたならば、この法律の運用が十分に出来ますように、検査機関は十分にこの様でであろうと思ひますが、検査機関は十分にこの運用ができるように職員研修その他につきましても力を入れ、あるいは予算面におきましても鑑定費用の獲得であるとか、そういうことについても十分な行政的な配慮を示すものと存じます。現に法務省におきましてはそういう関係の準備もいたしておるわけでございます。

○松澤兼人君 その準備ができなければ、結局法律はできても開店休業ということですか。内輪の準備だけはやっておられるけれども、しかし問題を持つてこられても、それはもう取り扱えませんという

ことですか。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案に定めます二条、三条の行為が、法律が施行されて犯罪ということになりましたならば、これは捜査機関としてはこの犯罪の捜査に遺憾のないように十分つとめるわけでございます。

○松澤兼人君 それはもう刑事局長がそうあってほしいというのを言うだけのことで、そんなに急速に受け入れ態勢ができるといふことも考えられませんが、そういう危険な状態あるいは因果関係が常識的には証明されているという、そういう事犯というものは全国にたくさんある。それを乏しい検査の人員なりあるいは能力なりによって一斉に問題持ち出されてきたとするならば、それこそもうお手あげではないですか、がんばってやりますとおっしゃるけれども。

○政府委員(辻辰三郎君) 十分遺憾なきようにやるわけでございますが、現にたとえ、この法案には関係ございせんが、御案内のとおり、北九州のカネミの食用油の事件でございしますとか、札幌の心臓移植の事件でございしますとか、そういう科学的な知識を必要とする事件も数少なくないのでございます。そういう面につきましても、検査庁は、現在におきましても鑑定その他科学的知識の足らざるところはこれを補ひ、できるだけの努力をいたしておるわけでございます。この法案が法律になりまして施行されました場合にも、この運用につきましても十分相つとめるわけでございます。

○松澤兼人君 カネミのことも私質問しようと思つていましたけれども、これはまだ係争中ですからその訴訟の内容等についてははっきりお聞きすることもできません。その事例をとってみても、なかなかこれを法律的に取り扱うことが困難だし、この法律ではカネミのようなものは対象外でしょう、別に排出したわけでもないし。だからこの法律の対象にはならないと思ひますけれども、普通の裁判手続きによつて黑白を争うということでもたいへんな日月がかかる。この法律ができて非常にすみやかに迅速に判断を下すことができるという

うことであればこれは大きなメリットですけれども、しかし同じような裁判手続でやるということとなれば、現在のたとえば水俣もそうだし、阿賀野川もそうでしょう、イタイイタイ病もそうです。あるいは大阪空港の騒音の問題でも何年かかるかわからないような訴訟手続というものが現在進行中です。それにまたこの公害罪法によつて何年かかるかわからない、その結論を出すということのためにこの法律をつくつて実効を期待するといふことは無理ではないかと思ひます。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいまお示しの事例は、民事裁判のことをおっしゃっていると思うのでございます。この法案は、これは刑事の犯罪でございます。処罰を目的とする刑事の犯罪のことでございます。その関係がございません。私が申しましたカネミの事件でございますのは、カネミの事件を刑事訴訟を捜査庁が努力をしていたしたということとを先ほど申し上げたわけでございます。

○松澤兼人君 民事ならおくれるけれども、この法律の手続きはおくれないということであればけっこうです。

先ほど東邦亜鉛からちよつとわき道に入りましたけれども、こういう例はどうなんですかね。全く漁村あるいは山村に、かりに発電所があり、ほかに事業所というものはない。この発電所には百何十メートルから二百メートル近いところの高い煙突がある。だから周囲に有毒ガスが直接降下してくるということはないかわりに、相当遠隔な地方まで拡散したしまして、その有害な現象が起こつておる。それは特にこの法律で規定されてありませんけれども、人体及び財産に対して相当な影響を与えている。これは先ほどの東邦亜鉛の場合よりさらに端的に、そこにその発電所がなければそういう公害なんというものは全然起こらない。それで、その発電所は基準を守っているのです。基準を守っているけれども、気象条件とかあるいは風向とかいうようなことで公害が起こっている。こういうような場合にもやっぱりこの法律はどう

にもならないでしょう。

○政府委員(辻辰三郎君) 基準を守っておる場合に、この法案にございます、公衆の生命または身体に危険を生ずるという状態は私事上これはそういうものはないと思うのでございます。そういう基準というものは、環境基準というものを前提にいたしまして、個々の排出ごとにきわめて安全度を高く見てきめられておりますから、基準を守っておる限りはこの法案にいう危険な状態というものは出てこないと思うのでございます。まあ基準の問題を別にいたしまして、この危険な状態が、ある発電所なら発電所の排煙によって公衆の生命または身体に危険を生ずるというような事態があれば、これはこの法律の対象になるわけでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、この法律は、人の健康、公衆の生命または身体というものの危険をこの保護法益にいたしておるわけでございますから、物的な財産というものの損害はこれはこの法案の法益といたしておりませんから、対象にならないわけでございます。

○松澤兼人君 それは知っている。財産の被害もあるということを書いていただけの話です。そういうところで、たとえば気管支ぜんそくみたいなものが起こったら、それはその単一の企業体である、その煙突から出るものによる以外に原因というものはないでしょう。しかもそれは基準を守っている。ところが、いろいろ気象条件、たとえば、逆転層だとかあるいは風向だとかいうことによつてあるところに、ばい煙がまとまって降るといふようなことになって、その企業自体は基準を守っているのだけれども、場所によつては相当濃厚な有毒ガスが発生して流れている。それもやっぱり因果関係がわからなければあなたのほうでつかめないでしょう。

○政府委員(辻辰三郎君) 御指摘のとおり、因果関係が確定しなければならぬと思います。
○松澤兼人君 四日市もだめだし、東邦亜鉛もだめだし、それからいまま言った、ある山村における

発電所、単一の企業、それよりほかに何にも企業がない。そういうところにおいて、基準を守っている煙突から出る有毒ガス、それだつてつかめない。全くこれは、さっきも言ったように、こういうむだな論議をしても、何にも現在公害のために悩んでいる一般の国民にとってプラスにも何にもならない。もっと住民の人はそれよりも幾ら医療費をくれるのか、もっと医療費を上げてくれないかといったような、それは国で出すにしても、あるいは府県で出すにしても、市町村で出すにしても、とにかくこれじゃかなわないから、もっと医療費なり、あるいは生活費なりを上げてくれということを望んでいるんじゃないですか。私もこの論議を聞いてみまして、つくづくもうこういうことがはたして公害防止ということに役立つかどうかということ、全くこれは悲観的な感想を持っています。

小林大臣はさっきいろいろとお聞きになりました、私の言うことは間違っているかもしれないけれども、これは他の法律で取り締まれるものの上にこれをつくりまして、この法律があることによってメリットがあるか。あるいは七月一日から実施になるとして、はたしてその受け入れがどういうことになるのか。迅速に受け入れ態勢をつくって、実際に公害に悩んでいる人たち、あるいはまた生命、身体に危険におかされている人に対するあたたかい救いの手を伸べることでできるとお考えですか、どうですか。

○国務大臣(小林武治君) この法律は、これは刑法の特例として犯罪を犯した人を処罰する、ある人を処罰する、そういうことが目的でありまして、これによって被害者の救済とか、それは直接には目的としていない。そのことが非常に違うのでありまして、私ども被害者の救済等については、これは主として民事上の問題、あるいは行政上の問題としてこれからはかられると、こういうことになっておるのであります。現在でも、実は四日市とか、そういうところは、いろいろの工場から排出して、空気が全体として汚染されている。

したがって、いわゆる民事的にもいまいとところなかなか責任者がはっきりわからぬと、こういう事態にあるが、しかし、被害者は出ている。その被害者をどうするか、こういうことは行政なり、あるいは民事なりの問題として、いま現に政府のほうでは公害被害者の救済に関する法律、こういうことによつて一応の手を差し伸べている。内容はまだきわめて不完全であります。しかし、そういうふうな方法を講じておるということでございます。いまは被害者の責任あるいは被害者の賠償、あるいは被害者の救済、こういうようなことと、この法律は直接関係はないということになっておる。とひとつ救済し、これを見てやるということは非常に必要で、いまのあの法律では不十分だということをも強く主張しておるのでございます。さうなわけでありまして、この法律というものの効果というものについては、それぞれ人によって見方がいろいろあります。しかし、私どもはこれの予防的、抑止的の効果は相当強い、こういうことを考えて、この審議をお願いしておるのでございます。大体私から以上お答え申し上げます。

○松澤兼人君 せっかく大臣の御答弁でございますけれども、もちろんこの法律によつて被害者が救済されるということを私言っているわけでもないのではありません。あなた方はこの法律というものが非常にメリットがあるというふうに考えておられるのでありますけれども、私はとても、民事であるにせよどうにせよ、各地の裁判というものが行なわれていくけれども、その結果がどうなるかわからないということでありまして、この法律によつて何かを処分することができるといふことにしまして、処分されたというだけの話で、今後そういうことを繰り返してはならないという一つの警告にはなるかもしれないけれども、現に起こっている被害者に対する何らの慰みにならないということを申し上げているわけがあります。

それから、これもいろいろとお話がありまして、大臣からもお話があったのでありますけれども、

いわゆる公害監視員制度というものは、その後何か内閣においてお話し合いでもありましたか、あるいは国会が済んでからお話し合いをなさるといふことなのか、その辺のところははっきりしませんが、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小林武治君) これは先週の閣議におきまして、私が公害の各種の法律の実施の裏づけとして、保障として、そういうものを設ける必要があるというのを申しまして、これは閣議においてもさうなことが必要であらう、したがって公害対策本部において各省の関係者を集めて、さうしてこの監視官を地方公務員にするのか、国家公務員にするのか、あるいはどこに配属するのか、あるいはその職責の内容が、いわゆる公害を監視すると同時に、民間その他からの公害の不安あるいは申告を受ける、あるいはわれわれ検査当局に対してさういふような捜査の端緒となるべき告発あるいは申告もしてもらう、いろいろの職務があるのではありませんが、これらについては至急その相談をしてまとめるということで、現に法務省からも関係者が出、さうして相談が始まっております。と、かように考えております。

○松澤兼人君 刑事局長はその各省の打ち合わせに何か関係していらっしゃるんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) いまの公害対策本部に對しましては、私のほうの刑事局の参事官が兼務で、かねてから公害対策本部にまいっております。そういう意味におきまして、もちろん関係いたしておるわけでございます。

○松澤兼人君 きんの午前中の参考人のお話の中に——この法案の中に罰則ということもあるけれども、どうも実際の行為者、つまり従業員ですが、従業員の犯罪行為、故意または過失による行為というものがなければ、法人の代表者の処罰ができないというふうなお話があったんですけれども、これは下の、命令を受ける従業員の犯罪行為というものが、的確につかまなければ、上は対象にならないという点は……。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案の四条の罰則

規定の問題でございます。これはこの四条にございますように、法人の代表またはこの代理人、使用人その他ここに書いてございます従業員が、その法人または人の業務に關してこの二条、三条の罪を犯す、そして犯したときには、行為者を罰するほか、法人または人に對しても罰金刑を科す、こういう仕組みでございます。その意味におきましてこの行為者、排出行為をしたといひますか、行為者について、もちろん二条三条の犯罪が成立しなきやならないわけでございますが、現実にはその行為者が処罰される必要はないわけでございます。この行為者につきまして犯罪が成立すると、そういうことを前提にして、この法人が処罰されるというのがこの両罰規定の趣旨でございます。昨日の参考人のお話の中に、現実に処罰されなければ、法人も処罰されないというふうに受け取れるような御発言があったように私も記憶いたしておりますが、それは法律的に間違ひでございます。

○松澤兼人君 そうすると、従業員と申しますか、あるいは下級の作業員、その不法行為というのがあつてからその人が処罰されるかどうかということは別として、あつてから法人の責任、代表者の責任が問われるということなんです。

○政府委員(辻辰三郎君) この行為者について犯罪が成立すると、現実に処罰されるかどうかは別問題といたしまして、犯罪が成立することを要件にして法人あるいは事業主である人というものが両罰規定で処罰の対象になるということでございます。

○松澤兼人君 そうしますと、やはり行為者といひますか、下級の作業員の犯罪行為というものがつかまれて、それが証明されて、そうして因果關係ということで法人の代表者ということですから、下のほうがなくばかりということとは絶対ないわけですね。

○政府委員(辻辰三郎君) この行為者にだれが当たるかということにつきましては、先ほど来回も御説明を申し上げておるわけでございます。必ずしも下の人が行為者に当たるといふ場合だけで

はございませんで、だれがこの事業活動に伴つて排出をしたかという問題でございます。だから、事案によつては相当上の工場長であるとか、あるいは本社の取締役であるとか、そういう人がこの行為者ということになって、まず犯罪がこの人について成立すると。そうしておいて、その場合にその会社自体も処罰されると、こういう形に処罰の対象は、なるということでございます。この両罰規定は、これは現行の各種の行政法規にも、この形でたくさん規定があるわけでございます。この法案だけの問題ではございません。これは法人について刑事責任を問うという場合には、法理論的にこういう形でなければ、この法人については刑事責任が問えない、法人に犯罪能力なしというものが現在わが国の刑法の大原則、大根本理論でございます。そういう關係がございまして、この法人に刑事責任を課します場合には、この四条にございまして、その罰規定という形に相なるわけでございます。

○松澤兼人君 どうも法律の原則というものが、いわゆる新しいこういう公害とか、あるいはまた社会的現象とかというものに對してはだいぶ距離があるように思ひます。これは法律の發達の経過なり、あるいはまた経緯によつてそういうことになつたのだらうと思ふのです。私がきのう申し上げましたことは、やはり法律の解釈というものが時代によつて変わらなきやならぬと、まだ法理論というものがそこまで変わつていないから、いわゆる損害賠償責任という問題は例外中の例外だとなつた方はおっしゃるし、それからまた何か言うというところ、そういうことはどうも古い法律の概念からいふと、なじみにくいことだと、こうおっしゃる。もちろんそれは何でもかんでも新しい法理論で法律を考へるということは無理なことだと思ひます。しかし、新しい酒は新しい皮袋に入れなければならぬということですから、法律自体も変わつていかなければならぬと、われわれは法律が変わつていくことを望んでゐるわけで、いつまでも前世紀といつては悪いですけども、

いわゆる個人主義的な時代における財産原則であるとか、あるいは個人の自由であるとかといふものが今日まだ依然その勢力を持っているという、そういう法体系のあり方は、それは小林大臣でないけれども、反省しなければならぬと思ふのです。それはみなわれわれは古い法学で育つてきたものですから、新しい法理論といふものに進むことに非常にちゅうちょしてゐますし、特に内閣の大臣ともなれば無過失損害賠償なんといふものは、もう例外中の例外の、また例外だししか認められないと、新しい法理論の中で、無過失損害賠償なんといふものは認められない。それで、きのう庭山教授が言われたような組織責任、組織犯罪というやうなこともやはり古い法体系の中ではなじまない概念かもしれません。しかし、一度は個人主義的な法律の体系からあるいは社会法的な考え方なり、あるいは労働法でもそうでしょう、あるいは個人の財産に対する制限といふやうなことも考へられてきていますし、それでいままでの法体系がそう金科玉条のいつまでもいつまでも存在していくかどうか。それは原則であるといつてもそのまゝの形で生き長らえていくものであるかといふことは、これは大いにお互いに研究しなければならぬ問題であります。

そこで組織責任あるいは組織犯罪といふやうなことはもちろんこの法律の中には採用されておられません。そういう法理論あるいは法体系としてそういうことは絶対に成り立ち得ないのか。あるいは時代の趨勢等によつてあるいはそういうことを考へてみるべきものであるといふふうにお考えなのか。その辺、ひとつ見解を明らかにしていただきたと思ひます。

○國務大臣(小林武治君) これは松澤委員の言われることまことにごもつともでありまして、この法案自体につきましても、たとえば從來要らないものを捨てるというのはだれも犯罪と思わなかつた。それを今度は刑事罰の対象にするなんといふのも、これはやはり考え方として一つの飛躍だろつと、こういうふうに思ひますし、あるいは両罰

規定にしても、また、この因果關係の推定にしても、非常に考へが進んできた、こういうことでございまして、大体いまの法律といふものは保守的なものだといふことは、これは一般的に言えるのでありまして、ことに基本原則の刑法とか、民法とか、社会の基礎を定める法律といふものはそういう傾向がある。しかし、私どもは今回の国会を通じて無過失責任といふものはもう絶対だめですと、こういうことを言つておるのではあります。やはり時代の推移に従つて公害などといふ新しい態様の社会悪が出てきたと、これらは過失の証明がきつて困難、あるいはできないと、こういう事態もあるからして、これはひとつ民法の例外中の例外にしても、とにかく一つの内容についてそういうことを考へていくと、これはやはり非常に時代の推移に沿つた考え方でありまして、いまお話のやうな考え方をもつて、これからの法の整備と申しますか、改正と申しますか、そういうことに取り組まなければならぬと、こう抽象的にはわれわれも考へておるのであります。いま国会で問題になつたこれらも、いま私が申すやうにもう無過失といふものは絶対にそれは認めないと、こういうふうな考え方ではございません。また、刑事問題につきましては、これはまたいまのところ、過失のないところには刑事事件はないといふことの大原則は、まだこれは当分の間維持されていくであらうと、かように考へておりますが、いづれにいたしましても、時代に沿つて法律のことも考へていかなきやならぬといふことはそのとおりでございます。

○松澤兼人君 刑事局長の辻さん、その組織犯罪、組織責任といふことはまだなじまない觀念ですか。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいまの大臣の御答弁と私全く同じ考へでございます。で、特に付加さしていただきますならば、昨日のいわゆる組織犯罪といふお話がございましたけれども、これはやはり一つの御発想であらうとは思ふのでございまして、これは、法人についての刑事責任とい

うものをどういうふうにして考えていくかという一つの大きな問題をかかえておられると私は思うのでございます。そういうものにつきまして、私どもの立場は私どもの立場なりでいろいろと研究し、勉強していかなくやならぬと思います。昨日のお話は、一つのそれに関連する、まあ御発想というものであろうかと私は理解をいたした次第でございます。

○塩出啓典君 この五条の推定の問題につきまして、私、午前中の質問のときに納得をし得ないまま時間がなくて終えたわけですが、それからあと、亀田委員の質問によりましてちょっと情勢変わってきたと思うんですが、亀田委員が、いわゆる一〇〇の汚染があった場合に危険な状態——

一〇〇以上あれば危険だと、そういうときに、三〇の工場が五つあって、それがお互いに共犯理論の上に成立する場合に——お互いに五つの工場が話し合つて三〇排出した、そういう場合は適用もあり得ると、そういうような答弁があったわけですが、その場合に、第五条の「当該排出のみによつても」という条項がありまして、推定するという点において非常に大きな違いが出てくる。ということ、この第五条は、「工場又は事業場における事業活動に伴い」——工場又は事業場が事業活動で、そして「公衆の生命又は身体に危険が生じ得る程度に」という汚染物質を排出していると。そしてその結果、その範囲にその工場が生じている物質と同じ物質によって生命の危険が生じている場合に、その物質をこの工場が生じたんだと、そういう推定ができる。ということがこの第五条の（推定）の規定じゃないかと思うんですね。私はそういうふうに判断するわけですね。そうすると、工場が一つの工場があつた場合には、その一つの工場だけでその危険度をこえる場合は推定ができる。ところが、二つの工場から出ているけれども、その一つの工場だけの排出ではたしてその危険度をこえているかどうかということは、これは結局判断はできない。そう

なりますと、結局この「当該排出のみによつても」ということによつて推定はできない。もしこれがなければ、先ほども言ったように、三〇という工場が五つあつた場合には、結局その工場から三〇ずつを出したんだと、そのことについてのやはり推定を働かせることができる。そういう点で、私は、やっぱりこれがあるのとならないではそこに違いが出てくる、そのように判断するわけですね。その点、刑事局長、これはあつてもなくても同じだということ、それをもう少しわかりやすく説明してもらいたい。

○政府委員（辻辰三郎君） この第五条の「当該排出のみによつても」ということと、このいわゆる複合公害の場合で共犯例の適用のある場合。——この共犯例の適用のある場合に、この「当該排出のみによつても」というふうな御指摘が、これはやはりこの「当該排出のみによつても」、共犯としてつかまえるものについて考えるわけでございますから、先ほど、共犯に適用する——共犯例の適用がある場合とない場合と、この「のみ」というものがあることとないことによつて何か結論が変わつてくるという御指摘であつたように思うのでございますが、そういうことは、結論は同じであるというふうな考えでおるわけでございます。

○塩出啓典君 そうすると、先ほどの共犯が成り立つ場合は、結局その因果関係というものを立証せなければならぬわけですが、その場合に、三〇出している工場が五つあつて一五〇になる。で、一つ一つの工場は結局その危険の一〇〇よりも少ないわけですが、それでもこういう場合には、「当該排出のみによつても」というのは五つの工場を全部一緒にすると考えていいわけであつて、したがつて、先ほどのような共犯が成り立つ場合には当然推定を働かせることができると、そう判断していいわけですね。

○政府委員（辻辰三郎君） 共犯規定が適用になります場合に、これは結局共犯者全部の行為が一つ

の行為というふうな評価するわけでございます。したがつて、先ほどの御設例でまければ、この全部の合計についてこれが働いてくるというふうな考えております。

○塩出啓典君 わかりました。

○委員長（阿部憲一君） 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（阿部憲一君） 御異議ないと認めます。暫時休憩いたします。

午後五時八分休憩

午後六時五十二分開会

○委員長（阿部憲一君） 法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案を議題といたします。

松澤君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。松澤君から修正案の趣旨説明を願います。

○松澤兼人君 私は、日本社会党、公明党、第二院クラブを代表して、ただいま議題となつております法案に対して修正案を提出いたします。

なお、この修正案は、民社党の意見も取り入れて作成されていることを申し添えます。修正案はお手元に配付申し上げてありますので、その内容は説明を省略いたします。

最初に申し上げたいことは、この法案は審議すればするほど立法の趣旨や、現代の公害に対する防止の効果、事前の警告、違反の摘発、裁判の結果等に関して何ら確固たる体系や運用の見通しもなく、おざなりな立法であることが判明いたしました。本来ならば、国会としては法案を返上して、練り直しを要求するのが適當であると信ずるのであります。しかし、もし法案をわれわれの主張す

るように修正することができれば、内容の補完と運用の改善によつて多少の効果を期待することができるとは思ふのであります。この見地に立つて修正案の提出の理由を申し述べます。

第一に、法案は、工場または事業場における事業活動により人の健康を害する物質を排出して公衆の生命または身体に危険を生じさせたものを処罰することにしていますが、人の健康は確定可能な有害物質のみによつてそこなわれるだけではなしに、物質によらない公害、すなわち振動、騒音、地盤沈下、電波障害等によつても人間の生活環境は著しくそこなわれ、ひいては人の健康、生命、身体に障害を来たするものであります。生活環境を保全することが公害罪を提案した真の目的であるべきであつて、本法案のごとく、きわめて限定された物質のみを対象にし、健康障害、生命、身体に危険に限つていことは妥當ではありません。第二には、人の健康を害する物質は、工場、事業場から排出されるものだけに限定するべきではなく、同じ有害物質が工場または事業場における事業活動に伴つて添加または混入されて人の健康に害を与える場合があるから、少なくとも食品に對して有害物質が添加混入することを取り締まらなければ、公害防止によつて人の健康を確保することはできません。修正案は、薬品の混入添加をも対象とすべきであると提案してあるのであります。

第三は、危険を及ぼすおそれがあるという、いわゆるおそれ事項が最初の法務省の案から法制審議会の答申があつたにもかかわらず、これをはずし、そのため、その内容があまりにもことなつてしまい、本法案の防止措置が有名無実になり、政府が財界の圧力に屈したとか、「おそれ」を取り去つてしまつて本法案が全くさる法となつてしまつたという批判を受けているのではないかと思ひます。危険または危険の生ずる状態、いわゆる「おそれ」まで取り締まるということでは、法の目的を達成することができないし、また警告的な役割

りも持つことができないと考えるのであります。
第四には、第五条において「工場又は事業場における事業活動に伴い、当該排出のみによって」云々とありますのは、当初法務省の原案にはなく、法制審議会の審議に際して挿入されたものであつて、この字句の挿入によつて複合公害の実態をつかむことが困難となり、四日市、川崎等における人の健康に障害ある物質が多数の企業によつて排出する場合を把握することができなくなるのでありまして、むしろこの字句を削除して、直接複合公害を的確につかみ、共同的な責任の追及を進めることが公害防止の実態に即した措置と言わなければなりませんし、法案のあいまい性をなくして問題を明確化するために法案の修正をなすべきであります。

われわれは、このほかに各種の公害の問題の解決に寄与する修正意見を持つてゐるのであります。この国会ではとりあえず上に述べたような修正案を提案いたしまして、残余のものについては、今後の実績にまづつて法案改正に努力することを考えておりますので、この際、以上の修正案を提案して御賛同を得たいと思つております。

○委員長(阿部憲一君) それでは、ただいまの修正案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。別に御発言もなければ、これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○瀬谷英行君 私は日本社会党を代表いたします。で、原案に反対をし、修正案に賛成をする討論を行ないたいと思つております。

この原案は、いままでの衆、参両院の審議並びに参考人の意見を聴取する段階で、われわれいろいろと質疑を行なつてまいりましたけれども、何ら効果を期待することができないという結論に到達をいたしました。大体この公害防止をするということは、刑法上の責任を追及するということは二次的な問題であつて、本来ならば公害の発生源を規制をし、公害の発生を防止するということが重点を置くべきであらうと思つております。

けれども、やむを得ず、いわば終末処理場的な意味でこのような法律をつくつて、公害の規制をしようとする場合には、抜け道をふさいで、ざる法にならないうようにする必要があります。ところが、この法律案は、誕生の当初においてまず骨抜きになつてしまひました。それは政務次官会議等においても部内からかなり強い指摘があつたようにわれわれも聞いておりますけれども、新聞でも「おそれ」の条項を削除したということも財務省の圧力によるものであることを述べております。佐藤総理は衆、参両院のそれぞれの委員会におきまして、そのようなことはないということをしきりに強調をしておりますけれども、各新聞が一様に伝えているということは、よもや、うそとは思われませんし、経営者団体がこの法案を何とかして流してしまおうということで運動をしてゐるということも公然の事実となつております。

したがいまして、この「おそれ」の条項が削除されたということは、事実上事前にこの公害を防止をするという機能を失つたということを意味するであらうと思つております。疑わしきは罰せずということばもありまされども、このことばは、無実の罪におちいるようなことのないようにという配慮でもつて疑わしきは罰せずという刑法上の配慮というものが行なわれてゐるのであつて、公害のやうに原因と結果がはっきりしてゐるものは、疑わしきではなくて、責任が明らかでありますから、これは罰するのが当然であらうと思つております。ところが実際問題としては、この「おそれ」が削除されたというこのために、たとえばおそれと実際の危険の境がどこにあるかということでありまされども、殺人罪と傷害罪、こういうふうな比較をしてみますと、傷害は殺人のおそれがあるわけでありまして、ところが、殺人罪を罰するだけではなくて、傷害罪も罰するようになっておる。この「おそれ」を削除するということは、たとえば殺人罪だけを罰して傷害罪は目に見えておく、こういう結果になります。

したがつて、もしも傷害罪がちょっと間違えば殺人罪に変わつてしまふということもあり得るわけです。またあまりいい例ではないかもしれませんけれども、強姦とわいせつといったようなことも、これはわいせつは強姦に変わるおそれがある。ところが強姦罪だけではなくて、強制わいせつといったようなことも、刑法上は責任を追及されるやうになつております。このように例をあげてみると、きりはありませんけれども、このおそれとすることを抜きにして事実上の実効を失なうということが、たとえば参考人の意見等におきまして、これはざる法であるというきめつけが行なわれる一番の大きな原因になつてゐるのではないかと思つております。

したがいまして、私どもは、この修正案をここにあらためて提案をいたしまして、必ずしもこの原案が十分ではないということは大臣自身がたびたび言明をされておりますけれども、この十分でない原案を補強をするという意味で修正案をここに提案をいたしました。そして公害の防止、この法律の目的にかなうやうに皆さんの御賛同を得たいというふうな考慮をいたしまして、私の討論を得てわれわれの修正案に満場一致の可決を賜ふやうに心から祈念をいたしまして、私の討論を終わりたいと思つております。

○委員長(阿部憲一君) 他に御意見もないやうですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。それではこれから採決に入ります。

まず、松澤君提出の修正案の問題に供します。

松澤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(阿部憲一君) 少数と認めます。よつて松澤君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の問題に供します。本

案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(阿部憲一君) 多数と認めます。よつて本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(阿部憲一君) ただいま可決されました人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案が提出されておりますので、これを議題とし、便宜私から案文を朗読いたします。

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律に対する附帯決議(案)

いわゆる複合公害についても、刑法の共犯の条件がみだされる場合には、本法の適用がある。よつて、政府においては、この種事件についても積極的に取締るべきである。

右決議する。

それでは、本附帯決議案の採決を行ないます。ただいまの附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(阿部憲一君) 全会一致と認めます。よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、大竹法務政務次官から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○政府委員(大竹太郎君) ただいまの御決議につきましては、政府といたしましてはその御趣旨を十分尊重いたしたいと考えます。

○委員長(阿部憲一君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 次に、請願の審査を行ないます。

第六七四号民事・家事調停制度改善に関する請願を議題といたします。

便宜速記を中止して審査を行ないます。

〔速記中止〕

○委員長（阿部憲一君）速記を起こして。

ただいま請願を審査いたしました結果、第六七四号民事・家事調停制度改善に関する請願は、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部憲一君）御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部憲一君）御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（阿部憲一君）次に、継続調査要求に関する件についておはかりいたします。

檢察及び裁判の運営等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部憲一君）御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部憲一君）御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後七時十三分散会

〔参照〕

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案に対する修正案

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「公害犯罪」を「公害犯罪等」に改める。

第一条中「公害」を「公害等」に改める。

第二条の見出しを「人の健康に係る公害を生じさせる罪」に改め、同条第一項中「危険を生じさせた」を「危険を及ぼすおそれのある状態を生じさせた」に改める。

第三条の見出しを削り、同条第一項中「危険を生じさせた」を「危険を及ぼすおそれのある状態を生じさせた」に改める。

第七条を第九条とし、第六条中「第四条」を「第六条」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「工場又は事業場」を「第二条及び第三条の規定の適用については、工場又は事業場」に改め、「当該排出のみによつても」を削り、「危険が生じうる程度」を「危険を及ぼすおそれのある状態が生じうる程度」に、「そのような危険」を「そのような状態」に、「身体の危険が生じているときは、その危険は」を「身体に危険を及ぼすおそれのある状態が生じているときは、その状態は」に改め、同条を第七条とする。

第四条中「前二条」を「前四条」に改め、同条を第六条とする。

第三条の次に次の二条を加える。

（食品に人の健康を害する物質を混入して公共の危険を生じさせる罪）

第四条 食品製造業（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二条第一項に規定する食品（以下「食品」という。）を販売の用に供するために製造し、又は加工する事業をいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場における事業活動に伴つて公衆の飲食に供する食品に人の健康を害する物質を混入し、公衆の生命又は身体に危

険を及ぼすおそれのある状態を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第五条 業務上必要な注意を怠り、食品製造業に係る工場又は事業場における事業活動に伴つて公衆の飲食に供する食品に人の健康を害する物質を混入し、公衆の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある状態を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。